

令和8年度(2026年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第5次基本計画関係)

参考 2

NO	旧NO	事業名	事業概要	課題及び今後の方針	令和8年度事業計画及び実施状況 (令和8年7月末時点)	担当課・班名 (内線番号)
■基本的方向性1 消費者被害の未然防止と早期救済の推進						
1 県消費生活センターの専門的・広域的な機能の充実・強化						
(1)専門性の向上						
1	6	消費生活相談・啓発事業	県消費生活センターの消費生活相談員を各種研修に参加させて、多種多様な消費生活相談への対応に必要な知識の習得と相談処理能力のレベルアップを図る。	【課題】 デジタル化の進展、悪質巧妙化する消費者被害の発生等、消費者問題は、複雑・多様化しており、これらに対応し、解決していくためには、消費生活センターの広域的、専門的な知識や技術の維持あるいは向上を図っていく必要がある。 【今後の方針】 国民生活センター等が開催する消費生活相談員向けの研修に相談員を参加させ、問題解決のための専門的な知識の習得等に繋げ、県センター全体のレベルアップを図る。	○国民生活センター等が開催する消費生活相談員向けの研修に相談員を参加させ、更なるスキルアップを図る。また、消費者からの相談件数が多く、問題解決のために専門的な知識が必要となるテーマや必要なスキルについて、内部研修を実施する。 ※国民生活センター等研修参加予定、センター例会での研修開催	消費生活課 消費者支援班
2	11	県消費生活センターにおける苦情相談処理、あっせん処理	消費者被害の回復と未然防止を図るため、助言、あっせん、情報提供等の消費生活トラブルの解決に向けた相談業務を行う。	【課題】 デジタル化の進展、悪質巧妙化する消費者被害の発生等、消費者問題は、複雑・多様化している。 【今後の方針】 消費者から寄せられた消費生活相談について、助言、あっせん、情報提供等の消費生活トラブルの解決に向けた相談業務を実施する。	○消費者から寄せられた消費生活相談について、助言、あっせん、情報提供等の消費生活トラブルの解決に向けた相談業務を実施する。 ※4月末相談状況の対前年度比15%増	消費生活課 消費者支援班
(2)関係機関と連携した専門的相談体制の確保						
3	7	消費生活相談員資質向上事業	県弁護士会と定期的な勉強会を開催し、解決困難事例の解決方法や法解釈等について理解を深め、消費生活相談処理能力の向上を図る。また、市町村からの参加も可能とする。	【課題】 デジタル化の進展、悪質巧妙化する消費者被害の発生等、消費者問題は、複雑・多様化しており、これらに対応し、解決していくためには、消費生活センターの広域的、専門的な知識や技術の維持あるいは向上を図っていく必要がある。なお、県は市町村に対し技術的援助を行うとともに、市町村の消費生活相談についての支援も併せて行う必要がある。 【今後の方針】 悪質商法の新たな手口や危害・危険に関する情報について、ホームページに掲載するとともに、報道機関・市町村等の関係機関へ情報提供し、被害の未然防止と拡大防止に向けた取組みを行う。	○県弁護士会と県及び市町村相談員による勉強会を開催する。また、顧問弁護士及び専門相談アドバイザーに対して、関係法令の解釈等の高度な判断・助言を依頼する。	消費生活課 消費者支援班
4	12	消費者苦情処理委員会の開催	消費者苦情の解決のため、あっせん・調停を行うとともに、必要な事項を審議するため、苦情処理委員会を開催する。	【課題】 デジタル化の進展、悪質巧妙化する消費者被害の発生等、消費者問題は、複雑・多様化しており、これらに対応し、解決していくためには、消費生活センターの広域的、専門的な知識や技術の維持あるいは向上を図っていく必要がある。 【今後の方針】 必要に応じて苦情処理委員会を開催し、消費者苦情についてあっせん等解決に必要な事項を審議する。	○消費者と事業者の情報力、交渉力の差に鑑み、あっせん・調停を行うとともに、必要な事項を審議するため、苦情処理委員会を開催する。	消費生活課 消費者支援班

令和8年度(2026年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第5次基本計画関係)

参考 2

NO	旧NO	事業名	事業概要	課題及び今後の方針	令和8年度事業計画及び実施状況 (令和8年7月末時点)	担当課・班名 (内線番号)	
5	13	臨床心理士配備事業	臨床心理士を配備し、消費生活相談員等及び相談者に対して、心理・精神面から支援を実施する。	【課題】 対応困難事案に直面する相談員に対し、メンタル面での支援が必要。 【今後の方針】 消費者の多岐にわたる消費生活に関する相談・苦情の解決に向け、関係法令の解釈等の高度な判断・助言を仰ぐことにより、効率的・効果的な解決を図る。	○臨床心理士1名を配備し、毎月、消費生活相談員等及び相談者に対して、心理・精神面から支援を実施する。また、市町村からの受入研修でも、相談対応時の気持ちの準備や傾聴時の注意事項を助言する。	消費生活課	消費者支援班
6		多重債務者無料法律相談事業	熊本県弁護士会及び熊本県司法書士会と連携し、多重債務者等無料法律相談を実施する。	【課題】 多重債務をはじめとして、消費者問題を抱える人々は県内に数多く存在し、その内容も深刻である。 【今後の方針】 債務整理などの法律相談が必要なケースが大半であることから、熊本県消費生活センターにおいて、多重債務者等無料法律相談を実施する。	○多重債務者等無料法律相談を毎週水曜日に実施する。	消費生活課	消費者支援班
(3)消費者等に対する情報発信							
7	8	緊急な消費者被害情報の提供	消費者被害の未然防止と拡大防止のため、寄せられる相談の中から悪質商法の新たな手口や重大事故情報等について、県のホームページへの掲載や市町村等の関係機関に情報提供するなど、緊急かつタイムリーに県民に対して注意喚起を行う。	【課題】 デジタル化の進展、悪質巧妙化する消費者被害の発生等、消費者問題は、複雑・多様化している。 【今後の方針】 消費者の多岐にわたる消費生活に関する相談・苦情の解決に向け、関係法令の解釈等の高度な判断・助言を仰ぐことにより、効率的・効果的な解決を図る。	○悪質商法の新たな手口や危害・危険に関する情報について、ホームページに掲載するとともに、報道機関・市町村等の関係機関へ情報提供し、被害の未然防止と拡大防止に向けた取組みを行う。 ※消費者トラブル注意報、熊日くまもと消費者被害ゼロキャンペーン情報提供、市町村広報誌向け原稿提供。	消費生活課	消費者支援班
8	9	生活情報の提供	県消費生活センターに寄せられた相談を踏まえ、地元新聞社と連携し、県民に生活情報等を提供する。	【課題】 デジタル化の進展、悪質巧妙化する消費者被害の発生等、消費者問題は、複雑・多様化している。 【今後の方針】 引き続き県民へ注意喚起を行い、消費者被害の未然防止と拡大防止を図る。	○ホームページに消費生活に関する各種生活情報を掲載する。地元マスコミ等の協力を得て、県民へ最新情報を提供する。	消費生活課	消費者支援班
9	10	消費者月間記念事業の開催	県民が消費生活への関心を持つきっかけとするため、「消費者月間」の5月に、相談会、相談窓口等の広報・啓発等を集中的に実施する。	【課題】 消費者トラブルに遭った時に、どこに相談すればいいのかわからない等の理由から相談まで行きつかない消費者がいることから、相談窓口の周知が依然として課題。 【今後の方針】 消費者月間には、引き続き県民に向けた相談窓口の周知や消費者トラブルに遭わないためにはどうしたら良いかといった消費者教育の普及や啓発活動を行う。	○テレビ、ラジオ等にて、広報活動を実施 ○下通アーケード内にて街頭キャンペーン(5/9)を実施 ○パネル展の実施(県庁地下展示スペース、熊本県立図書館1階ギャラリー展示場) ○令和7年度消費者相談概要等の報道機関への情報提供 ○県内一斉消費者トラブル相談(5/29)を実施	消費生活課	企画推進班

令和8年度(2026年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第5次基本計画関係)

参考 2

NO	旧NO	事業名	事業概要	課題及び今後の方針	令和8年度事業計画及び実施状況 (令和8年7月末時点)	担当課・班名 (内線番号)	
10	14	消費生活広報事業	消費者被害や多重債務問題といった潜在的な相談を掘り起し、消費者被害への注意喚起を行うため、テレビ等の広報媒体を活用して消費者被害の注意、消費生活センターのPRを行う。	【課題】 消費者被害の注意喚起は消費者庁、警察等と連携し、正確な情報を素早く広めることが求められている。 【今後の方針】 引き続き、県民に対して消費者被害の注意喚起を行い、消費生活課としての取り組みを各種媒体を活用して広く周知・啓発していく。	○広報課の広報媒体(広報テレビ・ラジオ等)を活用し、県民に対して消費者被害の注意喚起を行うとともに、連携協定企業のチラシ、ポスター等掲示、月間における庁内展示を行い消費者行政の普及啓発に努める。	消費生活課	企画推進班
11	16	住宅情報提供・相談事業	住宅情報の提供・住宅相談業務体制の整備を図るため、(一財)熊本県建築住宅センターが開設する相談所の運営・講習会等に要する費用の一部について補助を行う。	【課題】 住宅に関する消費者トラブルへの対応として、住まいに関する専門家への相談や住宅情報提供への需要がある。 【今後の方針】 住宅消費者の支援及び保護のため、引き続き、住宅情報提供・相談事業を実施する。	○(一財)熊本県建築住宅センターが実施する次の事業に係る費用の一部を助成。 ・建築、法律、融資など県民からの様々な住宅に関する相談に無料で応じる相談所を開設(毎月実施中) ・窓口に来場できない県民向けに電話相談を実施(常時) ・分譲マンションの適正な管理運営支援のための県民向けセミナーを開催(マンション管理基礎セミナー)	住宅課	計画班
2 市町村における相談体制整備支援及び相談機能の強化支援							
(1)相談対応力の向上支援							
12	2	市町村における消費生活相談業務への支援	市町村の消費生活相談窓口の機能強化のため、相談業務や職員の意識啓発に必要な研修会や情報交換会等を実施するとともに、市町村消費生活相談員や行政職員に対する受入及び訪問による指導を行う。日常的な助言、指導はオンラインも活用し、丁寧に行う。また、市町村が行うあっせんに際して、求めに応じて立ち会う等の支援を行う。	【課題】 ○デジタル化の進展により、契約や決済手段等が多様化するに伴い、消費生活相談が複雑・困難化している。 【今後の方針】 ○市町村からの経由相談に対応するとともに、必要に応じて共同あっせん等を実施する。また、県消費生活センターと市町村窓口等をオンラインでつなぎ、解決に向けた支援を行う。 ○市町村のニーズに沿った研修(市町村職員研修、巡回指導、受入研修等)を体系的に実施する。なお、様々な機会を捉え、ICTを活用してオンライン配信を実施する。	○市町村巡回訪問・受入研修事業を実施し、県内市町村への県消費生活相談員による巡回訪問、市町村からの消費生活相談員及び行政職員の受入研修により、市町村窓口での相談機能を強化、相談対応力の向上を図る。 ※4月末に市町村に希望調査を发出し、3月から延べ10日間の受入研修の希望あり。7月末までに2市から4日間の研修を実施済み。	消費生活課	企画推進班
13	3	市町村に対する消費者被害情報提供	市町村における消費者啓発・情報提供を支援するため、県民に必要な重大事故情報等、タイムリーな消費者被害情報を市町村に提供する。	【課題】 デジタル化の進展、悪質巧妙化する消費者被害の発生等、消費者問題は、複雑・多様化している。 【今後の方針】 県民に必要な重大事故情報や消費者被害情報をタイムリーに市町村に提供する。	○県民に必要な重大事故情報や消費者被害情報をタイムリーに市町村に提供する。(消費者トラブル注意報、国からの情報メール、景表法等の法執行措置情報等は随時提供) ○消費者被害情報に関する市町村広報誌向け原稿提供する。(毎月)	消費生活課	消費者支援班
14	5	市町村に対する多重債務相談実施の支援	市町村における多重債務相談実施を支援するため、市町村担当職員に対して多重債務に関する研修を行う。	【課題】 ○多重債務相談の拾い上げには、庁内連携が重要。 ○お金の悩み無料相談会について、相談会の開催実績が少なく多重債務者の掘り起こしにつながるような開催地を検討する必要がある一方で、相談者のアクセスの良いところが望ましい。 【今後の方針】 ○市町村からの生活再生支援対策研修会への参加率、参加者数向上の取組を継続し、多重債務問題が依然として重要な消費者問題であることの意識付けを行う。 ○多重債務者の掘り起こしのため、お金の悩み無料相談会を実施する。	○生活再生支援対策研修会を11月～12月に実施予定。 ○市町村の消費者行政担当職員・相談員がお金の悩み無料相談会(年2回)に同席しての実地研修を実施予定。	消費生活課	企画推進班

令和8年度(2026年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第5次基本計画関係)

参考 2

NO	旧NO	事業名	事業概要	課題及び今後の方針	令和8年度事業計画及び実施状況 (令和8年7月末時点)	担当課・班名 (内線番号)
(2)市町村への技術的支援						
12 (再)	2	市町村の広域連携の支援【再掲】	市町村の消費生活相談窓口の機能強化のため、相談業務や職員の意識啓発に必要な研修会や情報交換会等を実施するとともに、市町村消費生活相談員や行政職員に対する受入及び訪問による指導を行う。日常的な助言、指導はオンラインも活用し、丁寧に行う。また、市町村が行うあっせんに際して、求めに応じて立ち会う等の支援を行う。	【課題】 ○デジタル化の進展により、契約や決済手段等が多様化するのに伴い、消費生活相談が複雑・困難化している。 【今後の方針】 ○市町村からの経由相談に対応するとともに、必要に応じて共同あっせん等を実施する。また、県消費生活センターと市町村窓口等をオンラインでつなぎ、解決に向けた支援を行う。 ○市町村のニーズ沿った研修(市町村職員研修、巡回指導、受入研修等)を体系的に実施する。なお、様々な機会を捉え、ICTを活用してオンライン配信を実施する。	○市町村巡回訪問・受入研修事業を実施し、県内市町村への県消費生活相談員による巡回訪問、市町村からの消費生活相談人及び行政職員の受入研修により、市町村窓口での相談機能を強化、相談対応力の向上を図る。 ※4月末に市町村に希望調査を发出し、3市から延べ10日間の受入研修の希望あり。7月末までに2市から4日間の研修を実施済み。	消費生活課 企画推進班
13 (再)	3	市町村の広域連携の支援【再掲】	市町村における消費者啓発・情報提供を支援するため、県民に必要な重大事故情報等、タイムリーな消費者被害情報を市町村に提供する。	【課題】 デジタル化の進展、悪質巧妙化する消費者被害の発生等、消費者問題は、複雑・多様化している。 【今後の方針】 県民に必要な重大事故情報や消費者被害情報をタイムリーに市町村に提供する。	○県民に必要な重大事故情報や消費者被害情報をタイムリーに市町村に提供する。(消費者トラブル注意報、国からの情報メール、景表法等の法執行措置情報等は随時提供) ○消費者被害情報に関する市町村広報誌向け原稿提供する。(毎月)	消費生活課 消費者支援班
(3)市町村における体制整備支援						
15	1	市町村の広域連携の支援	単独では消費生活相談窓口の開設が困難な町村における相談体制を確立し、消費生活相談機能の向上を図るため、市町村間の広域連携推進に向けた取組を支援する。	【課題】 広域連携相談では、限られた人員でより広い地域の相談業務をカバーできるというメリットがあるが、一方で、連携の形式によっては、相談者が遠方に出向かなければならなくなるデメリット等もあり、地域の実情に応じた工夫が必要となる。 【今後の方針】 県内各地域で実施されている広域連携相談の実態を継続的に把握する。	○県内で専門相談員を配置していない1村(産山村)の住民の消費生活相談対応への支援を県消費生活センターで行うことで支援を行う。 ○今後、地方消費者行政強化交付金(相談員人件費等)の活用期限を迎える市町村や広域連携を行っている市町村を訪問し、現状確認と今後の方向性についての協議を行う。	消費生活課 企画推進班
16	113	次世代消費生活相談員育成事業	消費者被害を早期に発見し、被害拡大、未然防止を図る次世代の人材を育成するため、消費生活相談支援担い手養成講座を実施する。	【課題】 同規模他県より多くの相談件数に対応している状況に加え、相談員の平均年齢は約60歳と高齢化が進んでおり、次世代の相談員の育成が必要不可欠である。 【今後の方針】 相談員の世代交代、相談業務の複雑化・多様化に対応できる相談員の安定供給につなげ、もって県民の消費生活の向上及び消費者行政の安定を図る。	○消費生活相談員担い手養成講座を以下の日程で実施予定(全5回) ・第1回 6月 6日(土)10:00～15:00 ・第2回 7月25日(土)10:00～15:00 ・第3回 8月22日(土)10:00～15:00 ・第4回 9月 5日(土)10:00～15:00 ・第5回 9月19日(土)10:00～15:00	消費生活課 消費者支援班
17	115	市町村相談体制整備支援	国の交付金制度見直し後も、市町村の消費生活相談体制維持をはじめとする消費者行政の取組が推進されるよう、交付金の積極的な活用を案内するとともに、適宜情報提供等を行う。	【課題】 R9年度までに推進事業(国交付金)の活用期間が全て終了することに伴い、市町村の消費者行政が衰退することがないよう、強化事業の活用等を推進する必要がある。 【今後の方針】 市町村の今後の方針を注視しながら、引き続き情報提供等を行う。	○国の交付金見直し後も市町村の消費者行政の取組が維持されるよう、交付金の積極的な活用を案内するとともに、市町村の消費者行政の自主性・自立性の確保について支援する。	消費生活課 企画推進班

令和8年度(2026年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第5次基本計画関係)

参考 2

NO	旧NO	事業名	事業概要	課題及び今後の方針	令和8年度事業計画及び実施状況 (令和8年7月末時点)	担当課・班名 (内線番号)	
3 デジタル化の進展に対応した消費生活相談の充実							
(1)デジタル化の進展に対応した相談対応力の向上							
18	77	消費生活相談員のスキルアップと市町村とのスキルの共有	SNSに関する相談に対応するため、県消費生活センターの相談員の専門性の向上を図るとともに、市町村に対して必要な知識や技術を共有する。	【課題】 SNSによる悪質商法の勧誘など、成年年齢下げを契機として若年者の消費者トラブルの今後の増加が懸念される。 【今後の方針】 国民生活センター等が開催する消費生活相談員向けのSNSに関する研修を相談員に受講させる。 県弁護士会と県及び市町村相談員による勉強会のテーマとして、SNS等に関するトラブル事例を選定する。	○国民生活センター等が開催する消費生活相談員向けのSNSに関する研修を相談員に受講させる。 ○県弁護士会と県及び市町村相談員による勉強会のテーマとして、第1回を7月、「通信契約問題」及び「個人情報共有問題」を設定し意見交換を実施済み。	消費生活課	消費者支援班
(2)新たな相談支援システムの移行支援							
19		消費生活相談新システム移行支援	県内の消費生活センターが円滑に新システムへ移行できるよう、適宜情報提供する。	【課題】 9月14日～消費生活相談新システムに移行する。 【今後の方針】 県内の消費生活センターが円滑に新システムへ移行できるよう、対応状況を把握するとともに、適宜情報提供や説明会を実施する。	新システムに関する情報を適宜情報提供する。	消費生活課	消費者支援班
4 配慮を要する消費者及び消費生活のグローバル化の進展への対応							
(1)市町村推進体制の整備促進							
20	66	市町村の消費者安全確保地域協議会設置及び情報提供の支援	地域における消費者被害の未然防止及び消費者被害の早期発見・救済のため、市町村の消費者安全確保地域協議会の設置を支援する。	【課題】 消費者安全法に基づく見守りネットワークを設置している県内市町村数は6市町村であり、県内の見守り体制構築は未だ道半ばであるが、一方で、法定協議会ではないものの、既存のネットワークを活かして、実質的な見守り活動を実現している市町村もあり、地域の実情に応じた支援を行う必要がある。 【今後の方針】 国の見守りネットワークに関する動向を注視し、新たな方針等が示された場合はその情報を速やかに市町村と共有し検討していく。	○消費者安全確保地域協議会未設置市町村に働きかけを行い、体制構築に向けた課題やその解決に向けた協議を行い、体制構築の推進を図る。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催し、各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行う。	消費生活課	企画推進班
(2)熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の取組推進							
21	15	市町村における見守りネットワーク体制構築の支援	高齢者等の消費者被害の未然防止・早期救済を図るため、市町村における見守りネットワーク体制の構築を支援する。	【課題】 ○消費者安全法に基づく見守りネットワークを設置している県内市町村数は6市町村であり、県内の見守り体制構築は未だ道半ばであるが、一方で、法定協議会ではないものの、既存の福祉等のネットワークを活かして、実質的な見守り活動を実現している市町村もあり、地域の実情に応じた支援を行う必要がある。 【今後の方針】 国の見守りネットワークに関する動向を注視し、新たな方針等が示された場合はその情報を速やかに市町村と共有し検討していく。	○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ消費者被害に関する情報提供を行う。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催し、各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行う。	消費生活課	企画推進班

令和8年度(2026年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第5次基本計画関係)

参考 2

NO	旧NO	事業名	事業概要	課題及び今後の方針	令和8年度事業計画及び実施状況 (令和8年7月末時点)	担当課・班名 (内線番号)	
(3)消費生活のグローバル化への対応							
22	67	訪日外国人・在留外国人の消費者トラブルへの対応	訪日外国人・在留外国人の増加が見込まれ、外国人が取引の当事者となる消費者トラブルも増加することが懸念されるため、県消費生活センターでは関係機関と連携して対応する。	【課題】 特に、在留外国人の方に消費者トラブルに関する相談窓口が認知されていない状況にあり、また、外国語に対応できる消費生活相談員がいない。 【今後の方針】 在留外国人の増加が予想されることから、消費生活センターの機能充実を図る。外国人サポートセンターを始めとした関係機関と更に連携を深める。	○訪日外国人・在留外国人の消費者トラブルについては、必要に応じて、関係機関と連携して対応。	消費生活課	消費者支援班
5 多重債務者に対する生活再生支援							
(1)庁内連携推進のための研修会の開催及び市町村庁内連携の推進							
23	17	市町村の庁内連携体制構築の支援(消費生活相談)	複雑化、多様化している消費生活相談に対し、市町村の相談窓口で連携して適切に対応していくため、職員研修への講師派遣を行う。	【課題】 庁内連携により消費生活相談を消費生活センター等に繋ぐ件数は市町村により差が見られるが、例えば消費者行政が庁内のどの部門の所管であるか等によっても連携のし易さは大きく異なるため、消費者行政担当部署単独では解決し難しい事情に因る場合もある。 【今後の方針】 市町村に対し研修等で好事例を共有する等、庁内連携の重要性を周知する取組を継続していく。	○市町村の庁内連携体制実施状況を把握するため、各市町村への調査と取りまとめを行った。 ○市町村の庁内連携体制構築のため、市町村における職員研修に講師派遣を行う。	消費生活課	企画推進班
24	18	市町村の庁内連携体制構築の支援(多重債務相談)	多重債務相談の掘り起こしを進めるため、多重債務問題に係る県多重債務者対策協議会メンバーとの協働により、職員研修への講師派遣、資料の提供等の庁内連携推進を支援する。	【課題】 多重債務対策を目的とした庁内連携会議等を持つ市町村は県内10市町村であり、依然としてその数は少ない。 【今後の方針】 市町村が参加する研修会の場を活用し、多重債務者対策を目的とした庁内連携会議の仕組みを他の市町村にも共有し、設置検討に繋げる。	○市町村の庁内連携体制構築支援のため、必要に応じ市町村の研修に講師を派遣、情報提供等の支援を実施。 ○生活再生支援対策研修会を開催し、庁内連携体制構築の意義・方法等について講義を実施予定(11月開催予定)	消費生活課	企画推進班
25	19	多重債務者対策協議会の開催	多重債務者対策の円滑な推進を図り、関係機関及び団体相互の連携を強化するため、熊本県多重債務者対策協議会及び専門部会を開催する。	【課題】 消費者が多重債務状態に陥る要因として、スマートフォンによる簡易な借入の普及、副業サポートを持ちかけ高額借入をさせる悪質事業者の増加、物価高騰の影響を受けた借入などが挙げられ、県内の多重債務相談件数は高止まりの状況である。 【今後の方針】 多重債務問題は依然として対策すべき重要な消費者問題であることを、協議会で改めて共有し、関係機関及び団体相互の連携を強化する。	○協議会を開催(関係各団体の取組状況等、情報交換の実施) ○専門部会の開催(年2回) ○お金の悩み無料相談会の実施(年2回) ○多重債務相談窓口の周知等の啓発活動	消費生活課	企画推進班

令和8年度(2026年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第5次基本計画関係)

参考 2

NO	旧NO	事業名	事業概要	課題及び今後の方針	令和8年度事業計画及び実施状況 (令和8年7月末時点)	担当課・班名 (内線番号)	
26	20	生活再生支援 対策研修会の 実施	多重債務問題をはじめとする様々な問題を抱える生活困窮者の生活再建を支援するため、徴収・督促事務を行う行政職員に対し研修会を実施する。	【課題】 担当者の異動後も、庁内連携や関係機関との連携に関する理解を継続してことが必要である。 【今後の方針】 引き続き公共料金関係事業者の参加を募りつつ、各関係機関にも広く呼びかけ、出来るだけ現場の実情に即した先進事例の紹介に努めることにより、各機関が連携して多重債務者対策に取り組むことの重要性の浸透を図る。	○専門部会の開催(年2回) ○協議会を開催(関係各団体の取組状況等、情報交換の実施) ○お金の悩み無料相談会の実施(年2回) ○多重債務相談窓口の周知等の啓発活動	消費生活 課	企画推進 班
27	21	熊本県生活困 窮者自立支援 プラン推進事 業(家計改善 支援事業)	家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、必要な資金の貸付のあっせんを行う。	【課題】 自立相談支援機関への新規相談には、長引く物価高騰の影響で経済的に困窮しているケースも多く、家計改善の支援を行う本事業はニーズが高い事業となっている。 【今後の方針】 引き続き、各地域における相談事業を継続する。	○各市に働きかけ、希望する5市と県とで事業を共同実施するなど、県内全市町村を事業対象地域として事業を実施し、実施割合100%を達成。 ○県と5市による共同事業では、県内に2箇所の拠点を設け、それぞれに相談員を配置し広域での家計相談に対応。	社会福祉 課	生活支援 班
(2)多重債務者等の生活再生支援の推進							
28	22	消費者自立の ための生活再 生総合支援事 業	債務整理後の生活再生に向けた家計診断・生活指導を行うとともに、必要に応じて、生活再生中に発生した臨時的な生活資金に対する貸付を行うなど、債務整理から生活再生までの一貫した支援を、民間団体と連携して実施する。	【課題】 相談件数は依然として高止まりのため、事業継続が重要となる。 【今後の方針】 様々な機会を捉えて事業の周知を継続していく。	○消費者自立のための生活再生総合支援事業の重要性を認識し、以下の取組を継続して実施する。 ・生活再生相談(面談件数:43件) ・家計診断(家計相談:36件) ・個別要因に応じたトラブル解決支援(債務整理希望:8件) ・大規模災害被災者支援(熊本地震等の被災者を対象としたセーフティネット貸付:0件)	消費生活 課	企画推進 班
29	23	多重債務者生 活再生支援事 業に係る広報	潜在化している多重債務者の掘り起こしを図るため、多重債務者生活再生支援事業を広く県民に周知する。	【課題】 相談件数は依然として高止まりのため、事業継続が重要となる。 【今後の方針】 様々な機会を捉えて事業の周知を継続していく。	○多重債務者生活再生支援事業の周知リーフレットを県内小売店等へ配布予定。 (※広報要望事項をもとに広報課が実施)	消費生活 課	企画推進 班
(3)多重債務者等を対象とした相談会の開催							
14 (再)	5	市町村に対す る多重債務相 談実施の支援 【再掲】	市町村における多重債務相談実施を支援するため、市町村担当職員に対して多重債務に関する研修を行う。	【課題】 ○多重債務相談の拾い上げには、庁内連携が重要。 ○お金の悩み無料相談会について、相談会の開催実績が少なく多重債務者の掘り起こしにつながるような開催地を検討する必要がある一方で、相談者のアクセスの良いところが望ましい。 【今後の方針】 ○市町村からの生活再生支援対策研修会への参加率、参加者数向上の取組を継続し、多重債務問題が依然として重要な消費者問題であることの意識付けを行う。 ○多重債務者の掘り起こしのため、お金の悩み無料相談会を実施する。	○生活再生支援対策研修会を11月～12月に実施予定。 ○市町村の消費者行政担当職員・相談員がお金の悩み無料相談会(年2回)に同席しての実地研修を実施予定。	消費生活 課	企画推進 班

令和8年度(2026年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第5次基本計画関係)

参考 2

NO	旧NO	事業名	事業概要	課題及び今後の方針	令和8年度事業計画及び実施状況 (令和8年7月末時点)	担当課・班名 (内線番号)
■基本的方向性2 消費生活の安全・安心の確保						
1 生命・健康等の安全・安心の確保						
(1)商品・サービスの安全性の確保						
30	24	県消費生活センターにおける商品テストの実施	衣食住の危害危険や品質に関する消費者被害の未然防止と救済を図るため、相談・苦情品について原因究明のための商品テストを実施する。	【課題】 デジタル化の進展、悪質巧妙化する消費者被害の発生等、消費者問題は、複雑・多様化している。 【今後の方針】 衣食住の危害危険や品質に関する相談を受け、国民生活センター・NITE等の関係機関と連携し解決を図る。	○食品・被服・電気製品など商品に関して、消費者から寄せられるさまざまな安全・安心に関わる苦情・相談に対し、原因を究明するため国民生活センター・NITE等の関係機関と連携して商品テストを実施し、専門的知見に基づいた助言を実施する。	消費生活課 消費者支援班
31	25	消費生活用製品安全法に基づく指導及び啓発	消費生活用製品の安全性の確保のため、事業者に対し立入検査を実施するとともに、消費者、事業者に対し、啓発活動を行う。	【課題】 一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのないように、事業者は製品の品質に関する表示を適正に行う必要がある。 【今後の方針】 確実な法執行と事業者指導の実施を行う。	○消費生活用製品を販売する事業者に対し立入検査(4店舗予定)を実施するとともに、ホームページ等を通して、啓発活動を行う。	消費生活課 消費者支援班
32	65	消費者安全法に基づく重大事故情報等の適正処理	消費者被害の拡大防止のため、消費者安全法に基づく重大事故に該当する消費生活相談が寄せられた場合は、早急に消費者庁に情報提供を行う。	【課題】 重大事故が発生した場合、早急に消費者庁へ情報を共有し、消費者間等への注意喚起、拡大防止を図る必要がある。 【今後の方針】 消費者安全法に基づく重大事故に該当する消費生活相談が寄せられた場合は、早急に消費者庁に情報提供を行う。	○消費者安全法に基づく重大事故に該当する消費生活相談が寄せられた場合は、早急に消費者庁に情報提供を行う。	消費生活課 消費者支援班
33	29	福祉サービス第三者評価結果の公表	福祉サービスの質の向上及び利用者の適切な福祉サービスの選択に資するため、福祉サービス第三者評価結果を公表する。	【課題】 事業開始(平成18年度)から令和7年度末までの福祉サービス第三者評価の受審件数(累計)は、633件で、目標の742件に達していない。 【今後の方針】 引き続き、福祉サービス事業所向けの研修会や、指導監査等の場を活用し、制度の意義・効果等について周知し、受審促進を図っていく。	○利用者の適切な福祉サービスの選択に資するため、引き続き、福祉サービス第三者評価結果の公表を実施。 ○ホームページ等により、福祉サービス第三者評価結果の公表を予定。 ○受審促進を図るため、ホームページ等の広報媒体を活用し、周知予定。	社会福祉課 指導監査班
34	30	社会福祉法人・施設に対する指導監査結果の公表	社会福祉法人・施設の利用希望者の選択に資するため、県のホームページ等により社会福祉法人・施設に対する指導監査結果を公表する。	【課題】 【今後の方針】 引き続き、福祉サービスの質の向上に資するよう適切な指導監査を実施するとともに、その結果を公表する。	○利用希望者の選択の参考とするため、引き続き、指導監査結果の公表を実施。 ○令和7年度の指導監査結果を追加し、過去3年度分を令和8年度中に公表予定。(101法人、258施設) (地震の影響により延期・作業中断)	社会福祉課 指導監査班

令和8年度(2026年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第5次基本計画関係)

参考 2

NO	旧NO	事業名	事業概要	課題及び今後の方針	令和8年度事業計画及び実施状況 (令和8年7月末時点)	担当課・班名 (内線番号)	
35	31	医療機能情報提供事業	病院等の適切な選択に資するため、病院、診療所及び助産所が県に報告する医療機能に関する一定の情報について、全国統一システム「医療情報ネット」に掲載し、分かりやすく県民へ提供する。	【課題】 県民自ら、必要としている医療機関を適切に選択することができるように「医療情報ネット(ナビイ)」の利用促進を図る。 【今後の方針】 サービスの適切な運営及び周知を引き続き行っていく。	○利用促進のため、広報課の媒体を活用し県民へ周知を行う予定(ラジオ等)。 →熊本地震のため中止又は延期の予定(未定:8月6日時点)	医療政策課	総務・医事班
36	43	医療安全相談事業	医療に関する患者・住民の苦情・心配や相談に対して中立的な立場で対応し、医療提供施設や患者・住民に対する助言及び情報提供を行う。	【課題】 ①医療安全相談員の育成。 ②医療従事者の資質向上。 【今後の方針】 ①医療安全相談員を積極的に研修へ参加させ、医療安全相談窓口の対応能力を向上させる。 ②医療従事者を対象とした医療安全に係る研修会を開催し、医療従事者の資質向上を図る。	①令和8年度医療安全支援センター総合支援事業(厚労省主催)における研修を受講させる予定。 ②関係機関との連携や医療従事者の資質向上を図るため、医療従事者を対象とした熊本県医療安全研修会を開催する予定。 →熊本地震のため中止又は延期の予定(未定:8月6日時点)	医療政策課	総務・医事班
37	33	医薬品等安全確保対策事業(薬事監視指導、毒物劇物営業者への監視・指導、業務上取扱者への立入調査・指導)	医薬品等の品質管理や有効性・安全性を確保するため、薬局及び販売業者等に対する監視指導を実施するとともに、毒物劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締等を行う。	【課題】 依然として、販売ルールを遵守していない医薬品販売業者等や毒物劇物等の保管管理等が徹底されていない事業者が存在するため、更なる監視・指導の徹底が必要。 【今後の方針】 引き続き、薬局及び販売業者等に対する監視指導を実施するとともに、毒物劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締等を行う。	○医薬品等の品質管理や有効性・安全性を確保するため、薬局及び販売業者等に対する監視指導を実施するとともに、毒物劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締等を行う。	薬務衛生課	監視麻薬班
38	42	生活衛生環境確保対策事業	公衆衛生の見地から、県民の日常生活に極めて深い関係のある理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場等の衛生水準の維持向上を図るため、営業施設への監視指導を行う。	【課題】 自主点検表の記入内容に則って立入検査を行った際、点検項目の認識不足があるなど、自主的管理能力の向上が求められる。 【今後の方針】 営業者に対し呼びかけ等行い、施設の衛生水準の維持向上を図るため、営業者自身による自主的管理能力の強化を図る。	○年度当初に監視指導計画を作成し、各営業施設への立入検査又は自主点検結果の検査を実施。 ○四半期毎に、保健所は本庁へ実施状況を報告。(進捗状況を把握し、必要に応じて保健所へ状況を確認する。)	薬務衛生課	営業指導班
39	46	計量教室	計量記念日(11月1日)関連行事として、計量についての知識や計量法上の特定商品・特定計量器などの計量制度の普及啓発のため、県内各地域で住民向けの「計量教室」を開催する。	【課題】 計量教室参加者の年代・性別に偏りが見られるため、より多様な県民に参加してもらうことが望ましい。 【今後の方針】 多様な年代・性別の県民に参加いただけるよう、開催市町村と連携して開催周知及び参加者募集を行う。	○人吉市、玉名市、高森町(予定)において、商品量目試買調査を中心とした計量教室を11月頃開催予定。	産業技術センター	計量グループ

令和8年度(2026年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第5次基本計画関係)

参考 2

NO	旧NO	事業名	事業概要	課題及び今後の方針	令和8年度事業計画及び実施状況 (令和8年7月末時点)	担当課・班名 (内線番号)	
40	44	旅行業立入検査	旅行業者の実際の活動状況をより正確に把握して旅行業法第1条の定める目的を達成するため、旅行業者に対し、立入検査を実施する。	【課題】 旅行業者及び旅行サービス手配業者の立入検査を行っており、旅行サービス手配業の登録はしているが、事業実績が無い事業者が多く、交付すべき書面や旅行サービス手配業務取扱管理者証の交付を行っていない等の指摘が立入検査で見受けられた。 【今後の方針】 引き続き旅行業務に関する取引の公正の維持及び旅行の安全の確保を図るために、立入検査を継続していく。	○熊本県旅行業者等立入検査(通常検査)実施要領に従い10件程度実施予定。	観光振興課	観光創生班 (52261)
41	45	宅地建物取引業事務所調査	宅地建物取引業の適正な運営を確保し、消費者に対する被害の未然防止につなげるため、事務所調査により、業務に関し適切な指導・監督を行う。	【課題】 苦情等への対応 【今後の方針】 苦情等の内容を確認し、業法違反の可能性がある場合は、適宜立入調査等で実態把握を行い、業法違反の事実が確認されれば適切に対応を行う。	○新規免許申請のあった事業者について、事務所調査の実施。 ○事務所への立入調査強化月間において、必要に応じた事業者への指導・監督の実施。	建築課	宅地指導班
(2)食の安全・安心の確保							
42	27	食品衛生に係る啓発指導	食品衛生に関する意識の向上を図るため、県民及び食品等事業者を対象として、パンフレット、ビデオ等による講習会を実施する。	【課題】 特になし 【今後の方針】 引き続き、講習会を通じて食品による健康被害防止対策や適正表示、食品衛生に関する知識の普及を図る	○食品事業者等を対象とした講習会を開催 ○消費者を対象とした講習会を実施 ○給食施設従事者を対象とした講習会を実施	健康危機管理課	食品乳肉衛生班
43	35	食品営業監視事業	飲食に起因する危害の発生を未然に防止するため、食品営業申請者に対する事前指導及び営業施設への監視指導を行う。	【課題】 監視指導率の低下 【今後の方針】 引き続き、監視指導及び巡回指導を実施	○食品衛生監視員による施設の監視指導を実施 ○食品衛生指導員による巡回指導を実施	健康危機管理課	食品乳肉衛生班
44	36	食品の流通段階における安全性確保	県内に流通する食品について、食品の成分規格、食品添加物、残留農薬、アレルゲン等の検査を行う。	【課題】 食品衛生法違反事例が散見 【今後の方針】 引き続き、食品の検査・監視指導を実施	○食品の成分規格、食品添加物、残留農薬、アレルゲン等の検査を実施	健康危機管理課	食品乳肉衛生班
45	37	と畜検査事業	県内のと畜場で処理される獣畜について、食用可否を判断し安全な食肉を提供するため、と畜検査を行うとともに、と畜場への衛生指導等を行う。	【課題】 特になし 【今後の方針】 引き続き、全頭のと畜検査や、と畜場への衛生指導、食肉の輸出に係る衛生証明書発行を行う。	○と畜検査を全頭実施(牛、豚、馬、めん羊・山羊) ○と畜場への衛生指導、不可食部位の適正処理を確認 ○食肉輸出に係る対応を実施(荷口検査、衛生証明書の発行、査察)	健康危機管理課	食品乳肉衛生班
46	38	畜水産物食品安全対策事業	畜水産食品(乳、食肉、卵、魚介類)の安全性の確保を図るため、食品衛生法に定める基準に関する試験検査を実施し、と畜場及び大規模食鳥処理場に対して外部検証等を実施する。	【課題】 特になし 【今後の方針】 引き続き、食品の検査、監視指導、輸出に係る衛生証明書発行を行う	○試験検査や外部検証(作業前・作業中点検、書類点検、微生物検査)を実施 ○畜水産食品取扱施設の監視指導を実施 ○輸出畜水産物に係る対応(衛生証明書の発行)	健康危機管理課	食品乳肉衛生班

令和8年度(2026年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第5次基本計画関係)

参考 2

NO	旧NO	事業名	事業概要	課題及び今後の方針	令和8年度事業計画及び実施状況 (令和8年7月末時点)	担当課・班名 (内線番号)	
47	39	食鳥肉処理安全対策事業	安全な食鳥肉を提供するため、県内の大規模食鳥処理場で処理される食鳥について食鳥検査を行うとともに、食鳥処理場への衛生指導を行う。	【課題】 特になし 【今後の方針】 引き続き、全羽の食鳥検査や、食鳥処理場への衛生指導、食鳥肉の輸出に係る衛生証明書発行を行う。	○食鳥検査を全羽実施 ○食鳥処理場への衛生指導、不可食部位の適正処理を確認 ○輸出食鳥肉に係る対応(荷口検査、衛生証明書の発行)	健康危機管理課	食品乳肉衛生班
48	26	食の安全安心に関する出前講座やセミナー等の開催	食の安全安心に関する県民の知識の普及や理解促進のため、消費者等の関心の高いテーマ(食品表示、食品添加物等)を設定した食の安全セミナー等を開催するとともに、食品表示制度や食の安全性確保に関する取組みについての出前講座や食品適正表示推進者講習会等も積極的に実施する。	【課題】 食品表示は、関連法令が多岐にわたり、表示内容も複雑なことから、事業者の制度に対する理解不足や確認漏れ等による不適正表示が依然として見られる。 【今後の方針】 各種講習会等について、講習会の内容や開催時期等を検討し、食品表示の更なる適正化へ向けて、消費者等への正確な情報提供を推進する。	○出前講座の実施(募集中) ○特定テーマによる「食の安全セミナー」の開催(時期未定) ○食品適正表示推進者講習会の開催(8～10月、12～2月予定) ○業種別講習会の開催(時期未定)	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班
49	32	食の安全安心確保に係る情報提供	食の安全安心確保のため、食の安全に関する県の施策や関係団体の取組について、県のホームページ(食の安全安心ポータルサイト)等を活用し、県民へ積極的な情報提供を行う。	【課題】 食品の安全性に関する情報や県の施策等に関する情報については、正確で分かりやすく、迅速に提供するとともに積極的な情報提供が必要である。 【今後の方針】 令和7年度、開設したポータルサイトを活用し、県や関係団体等の情報を積極的に発信する。	○食品検査結果等、食の安全安心に関する情報を県ホームページに掲載する(随時)。	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班
50	34	食品検査体制整備	食品の安全性確保のため、生産から流通に至る各段階における、添加物や残留農薬等の検査を実施するための機器等の整備を行う。	【課題】 生産から流通に至る各段階における残留農薬等の食品検査により、食の安全安心を確保する必要がある。 【今後の方針】 現在の検査体制を維持する。昨年度と同数の検査を実施予定。	○検査の実施 (検査が可能な農薬等の種類:約600種類)	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班
51	40	くまもと食の安全安心県民会議等の運営	食の生産から消費に至る各段階の関係団体、学識経験者により構成する「くまもと食の安全安心県民会議」等を開催・運営し、それぞれの役割に応じて連携した取組を行う体制づくりを進める。	【課題】 災害や食の安全安心に関わる問題等が発生した際に、構成団体が相互に連携できる状況を検討する必要がある。 【今後の方針】 ポータルサイトの活用等、県民会議の構成団体間の情報共有の方法について、引き続き検討していく。	○県民会議の開催(書面協議予定) ○担当者会議の開催(時期未定)	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班
52	41	食の安全110番	食の安全安心に係る相談・苦情等の総合窓口(食の安全110番)を設置し、関係課と連携を図りながら、県民に対する迅速・的確な対応及び情報提供を行う。	【課題】 食品表示は、関連法令が多岐にわたり、表示内容も複雑であることから、事業者の制度に対する理解不足や確認漏れ等による不適切な表示が依然として見られる。 【今後の方針】 引き続き、消費者、事業者からの食の安全や食品表示に関する相談等に対応する。	○電話等による相談等対応の実施(相談件数59件(問合せ59件))	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班

令和8年度(2026年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第5次基本計画関係)

参考 2

NO	旧NO	事業名	事業概要	課題及び今後の方針	令和8年度事業計画及び実施状況 (令和8年7月末時点)	担当課・班名 (内線番号)	
2 消費者取引の適正化							
(1)各種法令等に基づく不当な取引行為の防止							
53	48	関係行政機関 や事業者等 に対する改善 要求や指導・制 度改正に係る 情報提供	消費者被害の未然防止、拡大防止のため、事業者・事業者 団体に対して改善要求等を行うとともに、国、警察等の関係 行政機関に対して、指導・法改正・制度改正の要望及び啓発 等に係る情報提供又は情報共有を行う。	【課題】 悪質業者の迅速な情報収集、行政指導等による改善の徹 底。 【今後の方針】 国、警察等の関係行政機関に対して、指導・法改正・制度改 正の要望及び啓発等に係る情報提供又は情報共有を行う。	○悪質業者に対する問題点の改善要求等を実施し、市町村 等の関係行政機関や県警に対する指導・法改正・制度改正 の要望及び啓発等に係る情報提供又は情報共有を図る。 ※景品表示法に基づく行政指導(口頭指導)1件、特定商取 引法に基づく行政指導(口頭指導)1件、事業者訪問対応24 件を実施。	消費生活 課	消費者支 援班
54	50	消費生活条 例、特定商取 引法、家庭用 品品質表示法 に基づく申出制 度の啓発	消費者の利益の擁護を図るため、消費者等の利益が害さ れる恐れがあると認める場合等に、消費者が知事又は主務 大臣に対し、適切な措置を求めることのできる申出制度につ いての啓発を行う。	【課題】 取引の公正の確立及び消費者の利益を守ることを目的に、 消費者などからの情報を収集することを図る。 【今後の方針】 担当者説明会での周知、展示等による啓発の実施。	市町村や事業者への説明会等での周知、展示等による啓発 を行う。	消費生活 課	消費者支 援班
55	55	消費生活関係 法令等に基づく 行政処分・行 政指導の実施	不当な取引行為を行う事業者に対し、県消費生活条例、不 当景品類及び不当表示防止法、割賦販売法、特定商取引法 等に基づき、適切な行政処分及び行政指導を行う。	【課題】 悪質業者の迅速な情報収集、行政指導等による改善の徹 底。 【今後の方針】 国、警察等の関係行政機関に対して、指導・法改正・制度改 正の要望及び啓発等に係る情報提供又は情報共有を行う。	○不当な取引行為を行う事業者に対し、調査等を行い、必 要に応じて県消費生活条例、不当景品類及び不当表示防止 法、割賦販売法、特定商取引法等に基づき、適切な行政処 分及び行政指導を行う。 ※事業者に対する行政指導(口頭指導)2件(景品表示法1 件、特定商取引法1件)を実施。	消費生活 課	消費者支 援班
56	4	市町村との事 業者情報の共 有・連携強化	消費者取引の適正化のため、悪質事業者への法執行に繋 がるような情報を集約することを目的とし、会議や研修におい て、市町村と過去の行政処分・行政指導等の情報を共有する ことによって、市町村からの情報提供に関する働きかけを行 う。	【課題】 迅速、的確な情報提供・共有の実施。 【今後の方針】 引き続き、悪質事業者の情報(行政処分・行政指導等に関 する情報を含む。)を市町村に提供する。	○悪質事業者の情報(行政処分・行政指導等に関する情報 を含む。)を市町村に提供する。 ※消費者庁が実施した行政処分等の情報6件を各市町村に 提供し、情報共有した。	消費生活 課	消費者支 援班
57	51	液化石油ガス 販売事業者等 指導事業	液化石油ガスの保安の確保等のため、液化石油ガス販売 事業者等に対し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適 正化に関する法律に基づく立入検査等を実施する。	【課題】 検査の結果を、確実に保安レベルの向上に結び付ける。 【今後の方針】 改善に至るまで再検査、指導を継続する。	○前回検査からの経過年数を長期で概ね5年周期となるよう 今後5年間の実施計画を策定。さらに、前年度実施した対象 事業所から再検査が必要と認められるものを年10事業所程 度加えて実施することとする。 ○令和8年度の立入検査実施計画は策定済み。 (現時点で58事業所を選定し、5月から翌年2月までの間で 実施予定)	消防保安 課	保安班
58	52	ヤミ金融事犯 の取締りの強 化	ヤミ金融事犯に対して、適切な被害者対策を推進するととも に、取締りを強化する。	【課題】 インターネットやSNSの普及により、ヤミ金融業者の匿名 化が進んでいるほか、正規の商品売買を偽装するものなど の手口の巧妙化も進んでいる。 【今後の方針】 ヤミ金融事犯(貸金業法違反及び出資法違反)及びヤミ金 融事犯の助長犯罪である犯罪収益移転防止法違反(口座の 譲渡等)等の取締りを推進するとともに、口座凍結のための 情報提供やインターネット上の違法情報の削除依頼を行うな どの犯行ツール対策を推進していく。	○ヤミ金融事犯(貸金業法違反及び出資法違反)及びヤミ金 融事犯の助長犯罪である犯罪収益移転防止法違反(口座の 譲渡等)等の取締りを推進中 ○ヤミ金業者に対する電話警告を実施するとともに、ヤミ金 融に利用された口座凍結のための情報提供、携帯電話の契 約者確認要求、インターネット上のヤミ金融広告の削除依頼 等総合的な対策を実施中	警察本部 生活環境 課	企画指導 係

令和8年度(2026年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第5次基本計画関係)

参考 2

NO	旧NO	事業名	事業概要	課題及び今後の方針	令和8年度事業計画及び実施状況 (令和8年7月末時点)	担当課・班名 (内線番号)	
59	53	不当な取引行為等取締り	悪質商法事犯等に対して、県内の消費生活センターをはじめ、関係機関との連携を強化し、被害相談に的確に対応するとともに、法令を多角的に活用した取締りを推進する。	【課題】 高齢者だけに限らず、あらゆる世代を狙った悪質商法による被害が懸念されるとともに、悪質なりフォーム業者による点検商法などが社会問題となっている。 【今後の方針】 防犯講話等による悪質商法に関する手口の周知などを行い、被害の未然防止を図るとともに、悪質な業者に対する取締りとこれらを敢行する犯罪組織の実態解明を実施していく。	○特定商取引法違反等の悪質商法事犯取締りを推進中 ○悪質商法に対する相談への適切な対応を推進中 ○関係行政機関と連携した被害防止活動や防犯講話等の広報啓発を推進中	警察本部 生活環境課	企画指導係
(2)適格消費者団体との連携							
60	49	適格消費者団体の活動支援	消費者の利益の擁護を図るため、事業者の不当な取引行為に対する差止請求権が認められている適格消費者団体の活動を支援する。	【課題】 適格消費者団体は、不特定かつ多数の消費者の利益を擁護するための差止請求権を行使できる団体にも関わらず、消費者、消費者行政担当者、事業者により周知できていない現状がある。 【今後の方針】 引き続き、適格消費者団体の周知を行い、適格消費者団体に悪質業者の情報が集まる体制を構築する。	○消費者契約法で事業者の不当な取引行為に対する差止請求権が認められている適格消費者団体と密接に連携し、連絡調整、情報交換、会議・勉強会への参加及び情報提供等を実施する。 ○差止請求制度等の普及を目的としたセミナーを委託して実施する。 ○適格消費者団体が主催するシンポジウム等に参加する。 ○事業者の不当な取引行為に対する差止請求権の行使に必要な消費生活相談に関する情報を提供する。	消費生活課	企画推進班
3 適正な表示の確保							
61	56	不当景品類及び不当表示防止法に基づく行政指導等の実施	商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止し、消費者の利益を守るため、不当景品類及び不当表示防止法に基づき、行政処分及び行政指導を行う。	【課題】 悪質業者の迅速な情報収集、行政指導等による改善の徹底。 【今後の方針】 国、警察等の関係行政機関に対して、指導・法改正・制度改正の要望及び啓発等に係る情報提供又は情報共有を行う。	○商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引により、消費者が著しい不利益を受けた場合やその恐れがある場合は、調査等を行い、必要に応じて行政処分及び行政指導を行う。 ※景品表示法に関する調査を13件行い、そのうち行政指導(口頭指導)1件を実施。	消費生活課	消費者支援班
62	57	家庭用品品質表示法に基づく立入検査の実施	家庭用品の品質に関する表示の適正化のため立入検査を実施するとともに、消費者、事業者に対し、啓発活動を行う。	【課題】 一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのないように、事業者は家庭用品の品質に関する表示を適正に行う必要がある。 【今後の方針】 家庭用品品質表示法に関する啓発及び立入検査を実施する。	○家庭用品販売店への立入検査を県内各町村とともに実施するとともに、ホームページや報道機関を通して消費者に対する啓発を行う。 ※家庭用品販売店2店舗に対し、立入検査を実施。	消費生活課	消費者支援班

令和8年度(2026年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第5次基本計画関係)

参考 2

NO	旧NO	事業名	事業概要	課題及び今後の方針	令和8年度事業計画及び実施状況 (令和8年7月末時点)	担当課・班名 (内線番号)	
63	58	電気用品安全法に基づく立入検査	電気用品の安全性の確保のため、電気用品販売店を対象に、九州経済産業局が選定した電気用品等について、電気用品安全法に定められた表示がなされているかの検査を実施する。	【課題】 過去5年間で立ち入り実績のない町村を対象に検査を実施する。 【今後の方針】 九州経済産業局が選定した重点品目を中心に立入検査を実施予定。実施計画は9月頃に策定予定。 検査対象:①ショッピングモール等に出店する雑貨店など過去に立入検査を実施したことのない業種や販売事業者、②低価格商品を多く取り扱う総合ディスカウントストア、DIY商品を多く取り扱うホームセンター等から選定	○各町村の過去検査実績のない個人電気販売店及び電気用品を主として取り扱っていないホームセンターやディスカウントストアを対象に検査を実施する。 ○9月に対象事業所の選定を行い、11月から翌年2月までの間で実施予定。 重点品目:直流電源装置、リチウムイオン蓄電池、調理家電、加湿器、空気清浄機等	消防保安課	保安班
64	59	食品表示法に基づく衛生事項の指導等	アレルゲンや添加物等の食品表示(衛生事項)の適正表示をするため、事業者や消費者からの相談体制を整備するとともに、被疑情報に対する立入指導等を実施する。	【課題】 食品表示法違反(疑い含む)事例が散見 【今後の方針】 引き続き、食品表示法に基づく立入検査・監視指導を実施	○食品表示法に基づく立入検査・監視指導を実施	健康危機管理課	食品乳肉衛生班
65	60	健康増進法及び食品表示法に基づく指導等	消費者へ食品選択の適切な情報を提供するため、栄養表示や食品の行き過ぎた広告等表示に関する事業者への指導を行うとともに、事業者、消費者からの相談対応や制度の啓発活動を行う。	【課題】 県庁及び保健所の相談指導体制の強化及び事業者(特に小規模事業者)への制度周知の徹底や、消費者への普及啓発の強化が引き続き必要。 【今後の方針】 適正表示の推進のため、食品関連事業者への監視を強化していく必要がある。	○食品関連事業者等からの表示に関する相談対応及び違反事例への是正指導を行い、適正表示を推進。 ○事業者及び消費者に対し、食品表示制度等についての講習会等の開催。	健康づくり推進課	健康長寿・食育班
66	61	食品表示ウォッチャー事業	県内の食品販売店における食品表示の適正化を図るため、県民のボランティアによる協力を得て、食品表示状況をモニターする熊本県食品表示ウォッチャーを設置する。	【課題】 県内大学生が新規登録者の大半を占め、一般の方の登録がわずかであった。 【今後の方針】 多くの県民が食品表示ウォッチャー講習会を受講できるよう、県ホームページへの講習動画の掲載を継続させる。また、掲載動画や掲載資料の充実を図る。	○大学等での講習会の実施(時期未定) ○食品表示ウォッチャー活動(随時) ○新規および既登録者向け研修会の実施(随時)	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班
67	62	食品表示法に基づく行政指導(食品表示法に基づく品質表示の適正化推進)	食品の適正表示を推進するため、巡回調査・指導や疑義情報に対する立入検査等を実施する。	【課題】 加工食品の不適正表示の割合は、年々減少しており改善傾向にある。ただし、以前高止まりしており、周知啓発並びに巡回を継続する必要がある。 【今後の方針】 各地域振興局で講習会を開催及び巡回調査を実施し、直売所等に出品される中小規模事業者への適正な表示方法を周知啓発する。	○食品表示強化月間を設けた、巡回調査・指導の実施(時期未定) ○業種別食品表示講習会の実施(時期未定) ○必要に応じた、被疑事案に対する調査の実施(予定)	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班

令和8年度(2026年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第5次基本計画関係)

参考 2

NO	旧NO	事業名	事業概要	課題及び今後の方針	令和8年度事業計画及び実施状況 (令和8年7月末時点)	担当課・班名 (内線番号)	
68		食品適正表示 推進者講習会	食品表示の更なる適正化に向けて、消費者への正確な情報提供等を推進する食品適正表示推進者の育成及び設置を図る。	【課題】 食品表示は、関連法令が多岐にわたり、表示内容も複雑なことから、事業者の制度に対する理解不足や確認漏れ等による不適正表示が依然として見られる。 【今後の方針】 食品適正表示推進者制度等を活用し、引き続き、食品表示の更なる適正化へ向け、消費者等への正確な情報提供を推進する。	○食品適正表示推進者講習会の開催(8～10月、12～2月予定)	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班
69		産地偽装対策 (産地偽装110番)	あらゆる農林畜水産物(生鮮食品)やその加工食品の偽装情報を受け付ける産地偽装110番を活用して、広く県民に情報提供を呼びかけ、食品の偽装が疑われる情報を得た場合には、関係機関と連携し、事実の解明に努めるとともに、必要な措置を行う。	【課題】 農林畜水産物等の産地偽装・不適正表示の事案は常に発生する可能性がある。 【今後の方針】 県産あさりの産地偽装の根絶状態の継続及び農林畜水産物等の食品表示適正化の推進のため、偽装が疑われる情報の収集及び積極的な表示適正状況確認の買取調査(必要に応じて科学的検査)を実施し、監視指導の強化を図る。	○産地偽装110番により、県民等からの情報提供の受付(随時) ○あさりを始めとした農林畜水産物を買取調査を実施(時期未定) ○必要に応じた、疑義事案に対する調査の実施(予定)	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班
52 (再)	41	食の安全110番【再掲】	食の安全安心に係る相談・苦情等の総合窓口(食の安全110番)を設置し、関係課と連携を図りながら、県民に対する迅速・的確な対応及び情報提供を行う。	【課題】 食品表示は、関連法令が多岐にわたり、表示内容も複雑であることから、事業者の制度に対する理解不足や確認漏れ等による不適切な表示が依然として見られる。 【今後の方針】 引き続き、消費者、事業者からの食の安全や食品表示に関する相談等に対応する。	○電話等による相談等対応の実施(相談件数59件(問合せ59件))	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班
70	63	商品量目立入調査	計量法で指定された生活上大切な特定商品(食品、燃料、油脂、洗剤等)の安心な取引のため、商品の量目や表示について販売事業者や製造事業者への立入検査を行う。	【課題】 商品量目不足の原因の多くが、風袋軽視(風袋引きの失念、風袋の種類誤り等)によるものが多い。 【今後の方針】 事業者に対して、正確な計量を行うよう風袋引き等の操作を徹底するよう指導を行う。	○商品量目試買調査の結果不正量が認められた店舗又は不正量の疑いに関する通報があった店舗において、検査商品の量目や表示、計量に使用するはかり等についての調査及び指導を実施予定。	産業技術センター	計量グループ
71	64	特定計量器立入検査	計量法で指定された特定計量器のうち特に生活の安心に関係の深い、水道メーター、ガスメーター、燃料油メーター、タクシーメーター、はかり等の適正な使用について販売事業者等への立入検査を行う。	【課題】 特定計量器の検定有効期間切れが生じないよう、事業者は適切な管理を行う必要がある。 【今後の方針】 立入検査時に有効期間及び管理方法を確認し、不適正な事案があれば指導を徹底する。	○調査対象事業所(届出修理事業者、計量証明事業者、ガソリンスタンド、タクシー会社等)において、取引や証明に使用している特定計量器についての調査及び指導を実施予定。	産業技術センター	計量グループ

令和8年度(2026年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第5次基本計画関係)

参考 2

NO	旧NO	事業名	事業概要	課題及び今後の方針	令和8年度事業計画及び実施状況 (令和8年7月末時点)	担当課・班名 (内線番号)	
4 生活関連物資等の安定確保							
72	47	物価安定対策	生活関連物資等の安定確保のため、商品等の需給及び価格の動向について必要な調査や情報収集を行う。	【課題】 物価高騰に便乗した詐欺や悪質商法が発生する可能性がある。 【今後の方針】 商品等の価格の動向を注視し、必要に応じ、関連事業者団体等に対し、供給の確保や便乗値上げ防止等の要請を行う。	○必要に応じて生活関連物資等の価格調査や情報収集、県民への注意喚起を行う。	消費生活課	企画推進班
5 災害時等における消費生活の安心の確保							
73	72	被災者の生活再生支援	自然災害による被災を含む消費生活上の様々な課題を抱える方々の生活再生のため、相談を受け、多様なメニューを活用し、相談者が自立的な生活を送るための支援を行う。	【課題】 令和8年熊本地震の発災を受け、被災状況や相談内容に応じ、必要な措置を講じる必要がある。 【今後の方針】 相談があった際は対応を検討する。	○「グリーンコープ生活協同組合くまもと」に委託し、消費者自立のための生活再生総合支援事業を以下のとおり実施中。 ・生活再生相談(面談件数:43件) ・家計診断(家計相談:36件) ・個別要因に応じたトラブル解決支援(債務整理希望:8件) ・大規模自然災害被災者支援(熊本地震等の被災者を対象としたセーフティネット貸付:0件)	消費生活課	企画推進班
74	75	被災市町村の相談窓口への支援	被災した市町村の消費生活相談窓口機能を補完するため、消費者庁及び独立行政法人国民生活センターと連携し、消費者ホットライン188(いやや)の活用を図る。	【課題】 全国的に消費者ホットラインの認知度が低いという課題がある。 【今後の方針】 県民が1人で消費者被害に悩むことがないよう、引き続き消費生活相談窓口及び消費者ホットラインの活用について周知を行う。	○消費者ホットライン188(いやや)の効果的な活用を図るため、市町村に対し消費者ホットライン周知のための案内や消費者庁からの各種照会(接続先変更、接続時間帯の調整等)に対応する。	消費生活課	企画推進班
75	47	熊本県生活協同組合連合会との災害救助に必要な物資の調達と災害時における物価の安定に関する基本協定	県と熊本県生活協同組合連合会とが締結した基本協定に基づき、災害時に救援物資の調達と生活関連物資の調達及び安定供給を行う。	【課題】 担当者が変更された場合に、変更後直ぐの情報の引継ぎや連携体制構築が課題。 【今後の方針】 引き続き、年1回の対面による打ち合わせを行い、顔の見える関係により連携を強化する。	○熊本県災害救助法に係る連絡調整会議に県生活協同組合連合会とともに出席し、災害時の資源配分計画等の情報共有を実施。(6/3) ○令和8年熊本地震について基本協定に基づき、物資調達の依頼を実施。	消費生活課	企画推進班
76	76	熊本県酪農業協同組合連合会との地震災害時における救援物資の提供に関する協定	県と熊本県酪農業協同組合連合会とが締結した協定に基づき、地震災害時等に常温保存可能な牛乳、乳飲料等を無償で提供する。	【課題】 令和7年度は実績なし。 【今後の方針】 地震災害等の発生時に、必要に応じて事業を実施。	○地震災害等の発生時に、必要に応じて事業を実施することとしている。	畜産課	経営環境班
77	74	復興関係公共事業等住宅再建支援事業(二重ローン対策)	熊本地震で自ら居住していた住宅に被害を受け、被災住宅に係るローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合に、既存住宅の利子相当額を補助する。復興関係公共事業等の理由により令和2年3月31日までに住宅の再建が完了しなかった方について補助を継続する。	【課題】 昨年度の交付実績はないが、復興関係公共事業等により住宅の再建が完了していない方が一定数残っている。 【今後の方針】 復興関係公共事業等により住宅の再建が完了していない方向けに広報を行い、二重ローン対策として補助事業を継続する。	○熊本地震により自ら居住していた住宅に被害を受け、被災住宅に係るローンを有する方が、新たに住宅ローンを組んで再建する場合に、既存債務の利子相当額(50万円を上限)を補助する。令和2年3月31日をもって申請受付を終了。ただし、熊本地震の復興関係公共事業又は被災マンションの建替えに不測の時間を要した、その他やむを得ない事情により令和2年3月31日までに住宅の再建が完了しなかった方については、引き続き申請を受付ける。	住宅課	計画班

令和8年度(2026年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第5次基本計画関係)

参考 2

NO	旧NO	事業名	事業概要	課題及び今後の方針	令和8年度事業計画及び実施状況 (令和8年7月末時点)	担当課・班名 (内線番号)	
■基本的方向性3 消費者教育の推進							
1 ライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進							
(1)学校等における消費者教育の推進							
78	78	学校における消費者教育の推進	教育活動の全体を通じて、幼児、児童及び生徒の発達の段階に応じた消費者教育の実施又は実施のための支援を行う。また、消費者教育の現状について理解を深め、消費者教育の充実を図り、授業に活動できる環境を整えるため、消費者教育に関する情報や実践事例を提供する。	【課題】 【高校教育課】 ○これまで同様、消費者トラブルや相談内容の多様化に伴い、より専門分野の方からの情報やアドバイスが必要であり、取り組みを継続させることが課題である。 【義務教育課】 ○消費者に関する教育については、教科等横断的な教育内容であるため、各教科等の関連を意識して、消費者教育を推進する必要がある。また、各教科等における教育活動の中で、消費生活に係る基礎的な知識を定着させたり、実践につなげたりするために、児童生徒の発達段階に応じた指導方法の工夫改善や研修等の充実を図る必要がある。 【特別支援教育課】 ○学校からは、課金やスマホに依存する事案やSNS内のトラブルについての事案が挙がってきており、対応に追われている現状があった。 【今後の方針】 【高校教育課】 ○消費者トラブルや相談内容の多様化に伴い、専門分野の方からの情報やアドバイス取組を継続しつつ、その取り組みをより多くの学校において実施できるよう実践の紹介等を行う。(家庭科主任会等) 【義務教育課】 ○教科等指導主事等研修会等において、学習指導の充実を図るため、金融経済教育推進機構(J-FLEC)にて作成した学習指導案等をはじめとした各種教材、講師派遣(出前授業)等の活用等についての情報提供を行う。また、学習指導要領に基づき、各教科等における教育活動の中で、消費生活に係る基礎的な知識を定着させ、実践につなげられるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導方法の工夫改善を図ること等について研修等で周知を行う。 【特別支援教育課】 ○トラブルに陥りやすい状況(場面)や、より消費者教育に係る学習プログラム等の情報を提供し、子供たちがトラブルにあった際の対処方法だけでなく、トラブルに遭わないための学習ができるよう、有益な情報を適宜提供する。	【高校教育課】 ○消費者教育の推進や出前講座に関する資料配付等の情報提供を行う。また、金融経済教育推進機構(J-FLEC)にて作成した学習指導案等の活用について周知する。 「ALL熊本 金融経済教育プロジェクト」の出前講座の活用について周知し、取組実践についても紹介していく。(家庭科主任会) 【義務教育課】 ○教科等指導主事研修会等において、消費者教育の推進や出前講座に関する資料配付等の情報提供を行う。また、金融経済教育推進機構(J-FLEC)にて作成した学習指導案等の活用について周知する。 【特別支援教育課】 ○特別支援学校全校で実施。 教科等での主な指導内容:社会、公民、生活、職業・家庭、技術・家庭、家庭、情報、道徳など (小学部:例) 生活:引き続き、教師と一緒に金銭を使う体験等を行い、金銭の大切さや必要性について学んだり、自分の身近な公共施設に出かけたりインターネットによるサービスを利用したりする体験を重ねるなど社会の仕組みと公共施設の利用の仕方などを指導する。 (中学部:例) 職業・家庭:引き続き、生活に必要な物の選び方や買い方、計画的な使い方などの学習を通して金銭の適切な使用と管理について指導する。また、スマホ・ネットでのトラブル事例をもとに、インターネット通販や電子マネー、SNS等なども含め消費生活の基本的な事項を指導する。 (高等部:例) 家庭、情報:引き続き、インターネット通販の特徴や注意点、対処方法について指導したり、現金、カード、スマホ決済等の電子マネーの適切な利用を含め、トラブルに遭いやすい状況やその対応について指導する。また、商品購入や受けたいサービスなどの選択に必要な情報の収集と整理、比較と検討、契約について指導する。	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課	【高校教育課】 産業教育指導班 (57466) 【義務教育課】 連携班 (57856) 【特別支援教育課】 特別支援教育指導班 (57502)

令和8年度(2026年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第5次基本計画関係)

参考 2

NO	旧NO	事業名	事業概要	課題及び今後の方針	令和8年度事業計画及び実施状況 (令和8年7月末時点)	担当課・班名 (内線番号)	
79	79	情報教育活動の支援	情報モラル教育の充実のため、出前講座等を実施する。	【課題】 ○家庭でのルールづくりやペアレンタルコントロールの利用等。 【今後の方針】 ○情報モラル教育に関する最新情報を随時提供し、子供たちが自ら正しく判断し行動できる力を身につけるための情報モラル教育について講座やオンデマンド動画を提供する。	○情報モラル教育の充実 「情報安全出前講座」として、スマートフォンや児童生徒向け学習用端末等の安全利用について、情報安全ファシリテータ(県指導主事等)が学校やPTA等の要望に応じて、保護者や教職員等向けの講話等を実施する。 (実施期間: 令和8年5月～令和9年3月)	教育政策課 教育DX・働き方改革推進室	教育情報化推進室 (57003)
80	80	私立学校における消費者教育の支援	消費者教育の現状について理解を深め、消費者教育の充実を図り、授業に活用できる環境を整えるため、消費者教育に関する情報や実践事例を提供する。	【課題】 消費者教育を行っている私立高等学校は、令和6年度に比べ1校増えたが、21校のうち12校に留まった。 【今後の方針】 引き続き文部科学省からの通知等を各学校へ周知し、更なる消費者教育の推進を図る。	○文部科学省からの通知(「消費者教育に関する文部科学省と消費者庁の関連事業等について」等)を各学校へ周知し、消費者教育の推進を依頼する。(予定)	私学振興課	私学運営支援班
81	84	若者等を対象とした金融リテラシー向上のための出前講座の実施	金融トラブルの未然防止を図るため、関係団体と連携し、若者等を対象とした金融リテラシー向上のための出前講座を実施する。	【課題】 20代からの多重債務に関する相談が多いことから、若者に対する金融リテラシー向上のための教育推進が課題となっている。 【今後の方針】 消費者教育コーディネーターを通し、高等学校等へ積極的な出前講座の活用を呼びかける。	○金融リテラシー向上のための家計管理や生活設計、多重債務対策などの消費生活分野について、出前講座を実施する。	消費生活課	企画推進班
82	87	水銀フリー推進事業	水銀フリー社会の実現に向けて国内外に対し、先導的に情報発信を行っていく。	【課題】 令和8年度の水俣病公式確認70年や、令和9年度末での蛍光灯の製造・輸出入禁止等を踏まえ、水銀フリー社会実現の重要性を効果的に発信していく必要がある。 【今後の方針】 メディアやSNS等を活用して改めて国内外に向けた啓発を行うとともに、県立大学で受け入れている水銀留学生を県内高校に派遣する出前講座を新たに実施する等、次代を担う人材の育成と水銀フリーに関する取組への一層の理解促進を図る。	○啓発動画を活用した情報発信や公共施設等における情報発信を実施予定。 ○啓発パンフレットを県内高校や関連施設、講座実施の際に配布予定。 ○県内の中学生、高校生等の水銀フリーに関する取組への理解促進を図り、水銀フリーに向けて実践できる人材の育成を図ることを目的とした「水銀フリーに係る出前講座」を実施。 ○県立大学で受け入れている水銀留学生を県内高校等に派遣する出前講座を新たに実施予定。	環境政策課	政策班 (35043)
83	89	県民ゼロカーボン行動促進事業	脱炭素社会の実現に向け、県民・事業者等の行動変容を促し、「2050年県内CO2排出実質ゼロ」に向けた取組みを加速化させる。	【課題】 脱炭素の認知度は増加している一方、行動変容の促進には至っていない。脱炭素を自分事化し、実勢に移すためには、継続した啓発が必要。 【今後の方針】 脱炭素を自分事化し、実践に移す意識の浸透を図るため、SNS等を活用し、更なる普及啓発に取り組む。	○第七次環境基本計画の内容を反映させるとともに、気候変動や脱炭素に関する最新の情報を発信し、具体的な行動を促進するため、ゼロカーボン行動ブックを更新予定。 ○普及啓発に向けたイベントを実施予定。 ○熊本県住宅リフォーム協議会等と連携し、リフォーム検討者への断熱リフォームの働きかけを依頼。 ○R7年度に作成した中学生向け脱炭素教材の周知を実施予定。	環境立県推進課	環境計画推進班

令和8年度(2026年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第5次基本計画関係)

参考 2

NO	旧NO	事業名	事業概要	課題及び今後の方針	令和8年度事業計画及び実施状況 (令和8年7月末時点)	担当課・班名 (内線番号)	
84	81	若年層への食の安全に関する学習機会の提供	若年層の食品衛生や食品表示等の食の安全に関する知識の習得を促進するため、中学生や高校生を対象とした講座等を開催する。	【課題】 県民の食に関する不安を解消するため、若年層の食品衛生や食品表示等の食の安全に関する知識の習得を促進する必要がある。 【今後の方針】 若年層(中学、高校)への学習機会の提供の場として、引き続き各講習会を継続する。	○中学生を対象とした「ジュニア食品安全ゼミナール」の実施(時期未定) ○高校生を対象とした「熊本県食品適正表示ジュニアリーダー育成研修」の実施(時期未定)	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班
85	83	携帯電話のフィルタリングの周知・啓発	県少年保護育成条例に基づき、携帯電話のフィルタリングについての周知・啓発を実施する。	【課題】 インターネット上には、少年の健全な育成を著しく阻害する情報が氾濫しており、少年が有害情報を閲覧・視聴することがない環境づくりを進める必要がある。 【今後の方針】 引き続き、関係機関等と連携し、フィルタリングサービス等の利用促進を通じて、インターネットの安全利用についての意識啓発を図る。	○フィルタリング普及啓発に関するクリアファイルを作成し、県内の携帯電話販売店等へ配布することにより、スマートフォンを契約しようとする保護者、少年に対し、フィルタリングの普及啓発を図る。 ○熊本県青少年育成県民会議と連携し、「あったか家族コンクール」の中で、「インターネットを安全に使うための家庭のルール」をテーマに「私たちの1か条」を募集し、インターネット安全利用の意識啓発を図る。	くらしの安全推進課	青少年班
86	82	食育・米消費拡大対策	米の消費拡大を図るため、日本型食生活や朝ごはん摂取の啓発活動及び地産地消、食育、農業への理解活動を推進する。	【課題】 米の一人当たり年間消費量は、食生活の変化等もあり減少傾向が続く、この数年もほぼ横ばいとなっている。 (昭和37年度:118.3kg→令和6年度:53.4kg) 【今後の方針】 引き続き幅広い層に対して米食の啓発活動を行うとともに、地産地消、食育を推進し、県産米の消費拡大を図る。	○学習教材「くまもとのお米の本」(デジタル版)を作成し、地産地消の理解促進を図る。(小学校・関係団体等に6月までに周知・広報) ○小中学校(学校栄養職員、児童、保護者等)関係者を対象とした食育講習会等を実施。 ○「ごはん・お米とわたし」図画コンクールの後援(熊本県知事賞の授与) ○農業団体におけるバス車体広報等による米食の普及推進を支援。 ○農業団体における小学校や地域での農業体験学習等の開催による食育活動を支援。	農産園芸課	農産振興班
87	96	くまもとの森林環境教育推進事業	消費者に森林の働きや木材の良さなどを理解してもらうため、県民へ木のぬくもりや香りに親しむ環境を提供し体感してもらう教育活動である「木育」を推進する。	【課題】 事業計画以上の実績を上げており、事業実施上の課題はない。 しかし、消費者に森林の働きや木材の良さなどを理解してもらうための教育活動であり、継続した取組みが大切と考えている。 【今後の方針】 今後も、熊本県水とみどりの森づくり税を活用した第5期(令和7年度(2025年度)～令和12年度(2029年度))計画に基づき、事業を着実に遂行していく。	○幼稚園、保育園等へ木製遊具の貸出と木育プログラムの実施。(貸出予定件数:40団体以上) ○小学5年生社会科、中学1年生技術家庭科用の木育副読本を県内全ての小中学校へ配布。 ○木育の知識を身につける木育インストラクターを養成する講座を初級・中級・上級合計4回実施。 ○木育インストラクター養成講座(初級)の開催及び木育イベントの主催を行う木育マイスターを養成する講座を実施。 ○地域で木育活動を行う団体へ補助。(補助対象:15団体予定) ○各地域の木材需要拡大協議会において森林教室・木工教室等の活動を実施。	林業振興課	くまもと木材利活用推進班

令和8年度(2026年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第5次基本計画関係)

参考 2

NO	旧NO	事業名	事業概要	課題及び今後の方針	令和8年度事業計画及び実施状況 (令和8年7月末時点)	担当課・班名 (内線番号)	
88	85	大学等への消費生活情報の提供	消費者被害の未然防止と被害拡大防止のため、大学生等への消費生活相談窓口の周知を図るとともにタイムリーな消費者被害の情報提供を行う。	【課題】 大学等に消費者被害防止のためのチラシを配布しているが、消費生活センター等に相談をしていないことも想定されることから大学生の消費者被害の現状等が分からない部分もある。 【今後の方針】 消費者教育コーディネーターが大学等に訪問し、現状把握やニーズの把握に努める。	○大学等に対し、消費者被害を防止するための啓発ポスター又はチラシを配布する。 ○県内の適格消費者団体に委託し、「金融リテラシー向上のための消費者教育講座」を実施。	消費生活課	企画推進班
(2)職域、地域社会における消費者教育の推進							
89	86	消費者意識の向上に向けた支援	複雑化・多様化している消費者トラブルの未然防止のため、各市町村担当者等に消費者教育の必要性について啓発を行うとともに、必要な情報の提供を行う。	【課題】 ○市町村等の要望に応じ、消費者教育に関する講師等の情報提供を実施したが、問い合わせは0件であった。 【今後の方針】 ○県民にとって有益な情報提供及び更なる消費者意識向上のための講座を希望なども取り入れながら、提供していきたい。	○市町村等の要望に応じ、消費者教育に関する講師等の情報提供を実施 ○県民を対象とした消費者意識向上のための講座を実施	社会教育課	社会教育連携班 (57901)
42 (再)	27	食品衛生に係る啓発指導【再掲】	食品衛生に関する意識の向上を図るため、県民及び食品等事業者を対象として、パンフレット、ビデオ等による講習会を実施する。	【課題】 特になし 【今後の方針】 引き続き、講習会を通じて食品による健康被害防止対策や適正表示、食品衛生に関する知識の普及を図る	○食品事業者等を対象とした講習会を開催 ○消費者を対象とした講習会を実施 ○給食施設従事者を対象とした講習会を実施	健康危機管理課	食品乳肉衛生班
90	28	健康食生活・食育推進における普及啓発	「熊本県健康食生活・食育推進計画」に基づき、6月の「食育月間」や各種イベント等で、関係者と協働して、食育の推進にかかる県民の意識啓発のための取組みを実施する。	【課題】 食育の考え方や内容を知り、日常生活の中に活かしている県民の割合は、39.5%であり、関係機関等による様々な取組が活発になる等、食育の動きは広まりつつあるものの県民への浸透は十分とは言えない。県民一人ひとりへ広く食育の考え方や内容を浸透させることが必要。 【今後の方針】 第4次熊本県健康食生活・食育推進計画に基づき、市町村をはじめとした関係機関・団体と連携し、「熊本県民食生活指針」を活用し、食品ロス削減を意識し、食品を無駄なく使いきる等、食育の普及啓発を行う。併せて「野菜摂取増加」や「減塩」を広めるため民間企業・団体と連携し、県民(特に働き盛り期)が自然と健康になれる食環境の整備を強化する。	○県庁地下展示ケースや熊本市役所、九州農政局での食育関係展示(6月) ○熊本市、九州農政局合同で食育月間該当キャンペーンを開催(6/1) ○県下一斉で食育月間イベントを開催(6月) ○各保健所、市町村において食育に関する啓発を実施(通年) ○県農業フェアへの出展(11月)	健康づくり推進課	健康長寿・食育班
65 (再)	60	健康増進法及び食品表示法に基づく指導等【再掲】	消費者へ食品選択の適切な情報を提供するため、栄養表示や食品の行き過ぎた広告等表示に関する事業者への指導を行うとともに、事業者、消費者からの相談対応や制度の啓発活動を行う。	【課題】 県庁及び保健所の相談指導体制の強化及び事業者(特に小規模事業者)への制度周知の徹底や、消費者への普及啓発の強化が引き続き必要。 【今後の方針】 適正表示の推進のため、食品関連事業者への監視を強化していく必要がある。	○食品関連事業者等からの表示に関する相談対応及び違反事例への是正指導を行い、適正表示を推進。 ○事業者及び消費者に対し、食品表示制度等についての講習会等の開催。	健康づくり推進課	健康長寿・食育班

令和8年度(2026年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第5次基本計画関係)

参考 2

NO	旧NO	事業名	事業概要	課題及び今後の方針	令和8年度事業計画及び実施状況 (令和8年7月末時点)	担当課・班名 (内線番号)	
91	92	消費生活出前講座・金融関連消費者教育推進事業	消費者被害の未然防止と消費者の自立の支援及び金融教育の推進のため、市町村、事業所、大学等に出向いて消費生活に関する講座を行う。	【課題】 消費者被害の防止やトラブルの早期解決、多重債務問題の改善を図るためには、住民に身近な市町村等における「消費者相談体制の強化」や「消費者被害防止の取組強化」、「多重債務者相談への対応充実」が必要である。 【今後の方針】 市町村、老人会、事業所、大学等に出向いて消費生活に関する講座を行う。	○市町村、事業所、大学等に出向いて消費生活に関する講座を行う。	消費生活課	消費者支援班
21 (再)	15	市町村における見守りネットワーク体制構築の支援【再掲】	高齢者等の消費者被害の未然防止・早期救済を図るため、市町村における見守りネットワーク体制の構築を支援する。	【課題】 ○消費者安全法に基づく見守りネットワークを設置している県内市町村数は6市町村であり、県内の見守り体制構築は未だ道半ばであるが、一方で、法定協議会ではないものの、既存の福祉等のネットワークを活かして、実質的な見守り活動を実現している市町村もある。 ○国が掲げた見守り体制の設置推進に関する数値目標等は対象期間が令和6年度で終了し一旦区切りを迎えたため、今後の国の方針を注視し、県内の対応を検討する必要がある。 【今後の方針】 国の見守りネットワークに関する動向を注視し、新たな方針等が示された場合はその情報を速やかに市町村と共有し検討していく。	○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ消費者被害に関する情報提供を行う。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催し、各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行う。	消費生活課	企画推進班
9 (再)	10	消費者月間記念事業の開催【再掲】	県民が消費生活への関心を持つきっかけとするため、「消費者月間」の5月に、相談会、相談窓口等の広報・啓発等を集中的に実施する。	【課題】 消費者トラブルに遭った時に、どこに相談すればいいのかわからない等の理由から相談まで行きつかない消費者がいることから、相談窓口の周知が依然として課題。 【今後の方針】 消費者月間には、引き続き県民に向けた相談窓口の周知や消費者トラブルに遭わないためにはどうしたら良いかといった消費者教育の普及や啓発活動を行う。	○テレビ、ラジオ等にて、広報活動を実施 ○下通アーケード内にて街頭キャンペーン(5/9)を実施 ○パネル展の実施(県庁地下展示スペース、熊本県立図書館1階ギャラリー展示場) ○令和7年度消費者相談概要等の報道機関への情報提供 ○県内一斉消費者トラブル相談(5/29)を実施	消費生活課	企画推進班
82 (再)	87	水銀フリー推進事業【再掲】	水銀フリー社会の実現に向けて国内外に対し、先導的に情報発信を行っていく。	【課題】 令和8年度の水俣病公式確認70年や、令和9年度末での蛍光灯の製造・輸出入禁止等を踏まえ、水銀フリー社会実現の重要性を効果的に発信していく必要がある。 【今後の方針】 メディアやSNS等を活用して改めて国内外に向けた啓発を行うとともに、県立大学で受け入れている水銀留学生を県内高校に派遣する出前講座を新たに実施する等、次代を担う人材の育成と水銀フリーに関する取組への一層の理解促進を図る。	○啓発動画を活用した情報発信や公共施設等における情報発信を実施予定。 ○啓発パンフレットを県内高校や関連施設、講座実施の際に配布予定。 ○県内の中学生、高校生等の水銀フリーに関する取組への理解促進を図り、水銀フリーに向けて実践できる人材の育成を図ることを目的とした「水銀フリーに係る出前講座」を実施。 ○県立大学で受け入れている水銀留学生を県内高校等に派遣する出前講座を新たに実施予定。	環境政策課	政策班 (35043)

令和8年度(2026年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第5次基本計画関係)

参考 2

NO	旧NO	事業名	事業概要	課題及び今後の方針	令和8年度事業計画及び実施状況 (令和8年7月末時点)	担当課・班名 (内線番号)	
92	88	地球温暖化防止活動推進事業	「2050年県内CO2排出実質ゼロ」を実現するため、県の地球温暖化防止活動推進センターを通して、地球温暖化防止活動推進員や地域協議会への支援を行い、県民、事業者の意識改革や省エネ行動等を促進する。	【課題】 脱炭素の認知度は増加している一方、県民や事業者の行動変容までは至っていない。地球温暖化防止活動推進員による普及啓発活動を支援してことがより一層必要。 【今後の方針】 事業者・市民・推進員をターゲットとした研修等を実施し、地域における脱炭素推進の機運を高める。 また、推進員同士の連携を強化することで推進員の地域での活動の広がりを支援し、県民や事業者への地球温暖化対策の普及啓発により一層取り組む。	○県の地球温暖化防止活動推進センターを通じて、地球温暖化対策地域協議会・地球温暖化防止活動推進員の活動支援や、県民及び事業者への普及啓発(相談窓口の設置、講演会、研修会等の開催)を実施予定。	環境立県推進課	ゼロカーボン企画班
83 (再)	89	県民ゼロカーボン行動促進事業【再掲】	脱炭素社会の実現に向け、県民・事業者等の行動変容を促し、「2050年県内CO2排出実質ゼロ」に向けた取組みを加速化させる。	【課題】 脱炭素の認知度は増加している一方、行動変容の促進には至っていない。脱炭素を自分事化し、実勢に移すためには、継続した啓発が必要。 【今後の方針】 脱炭素を自分事化し、実践に移す意識の浸透を図るため、SNS等を活用し、更なる普及啓発に取り組む。	○第七次環境基本計画の内容を反映させるとともに、気候変動や脱炭素に関する最新の情報を発信し、具体的な行動を促進するため、ゼロカーボン行動ブックを更新予定。 ○普及啓発に向けたイベントを実施予定。 ○熊本県住宅リフォーム協議会等と連携し、リフォーム検討者への断熱リフォームの働きかけを依頼。 ○R7年度に作成した中学生向け脱炭素教材の周知を実施予定。	環境立県推進課	環境計画推進班
48 (再)	26	食の安全安心に関する出前講座やセミナー等の開催【再掲】	食の安全安心に関する県民の知識の普及や理解促進のため、消費者等の関心の高いテーマ(食品表示、食品添加物等)を設定した食の安全セミナー等を開催するとともに、食品表示制度や食の安全性確保に関する取組みについての出前講座や食品適正表示推進者講習会等も積極的に実施する。	【課題】 食品表示は、関連法令が多岐にわたり、表示内容も複雑なことから、事業者の制度に対する理解不足や確認漏れ等による不適正表示が依然として見られる。 【今後の方針】 各種講習会等について、講習会の内容や開催時期等を検討し、食品表示の更なる適正化へ向けて、消費者等への正確な情報提供を推進する。	○出前講座の実施(募集中) ○特定テーマによる「食の安全セミナー」の開催(時期未定) ○食品適正表示推進者講習会の開催(8～10月、12～2月予定) ○業種別講習会の開催(時期未定)	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班
49 (再)	32	食の安全安心確保に係る情報提供【再掲】	食の安全安心確保のため、食の安全に関する県の施策や関係団体の取組について、県のホームページ(食の安全安心ポータルサイト)等を活用し、県民へ積極的な情報提供を行う。	【課題】 食品の安全性に関する情報や県の施策等に関する情報については、正確で分かりやすく、迅速に提供するとともに積極的な情報提供が必要である。 【今後の方針】 令和7年度、開設したポータルサイトを活用し、県や関係団体等の情報を積極的に発信する。	○食品検査結果等、食の安全安心に関する情報を県ホームページに掲載する。	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班
93	90	環境学習事業	環境への負荷を少なくするライフスタイルを学び、考え、日常生活で実践することを目的に、子どもたちが楽しく学べるイベント等を開催する。	【課題】 ・国内における食品ロス発生量は年々減少傾向にはあるが、そのうち、家庭からの発生量はその半分を占める。 【今後の方針】 ・イベント等を通して環境教育(エンカル消費、地産地消など)を行い、環境の保全に配慮した消費生活に係る意識の醸成を図る。	○「エコ・クッキング体験教室の開催 ・地産地消を中心に食材を無駄にしない調理方法などについて学習する体験教室を実施予定。 【予定】 期日:令和8年8月9日 場所:熊本市植木公民館 参加人数:24人程度 熊本地震により中止	環境センター	

令和8年度(2026年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第5次基本計画関係)

参考 2

NO	旧NO	事業名	事業概要	課題及び今後の方針	令和8年度事業計画及び実施状況 (令和8年7月末時点)	担当課・班名 (内線番号)	
94	91	出前講座事業	環境センターの環境指導員やエコロジスト・リーダー及び環境教育指導者(各分野の専門家や大学教授)を派遣し、環境学習(出前講座)を行う。	【課題】 - 各講座への参加団体数、参加者数の拡充。 【今後の方針】 - 引き続きSNS等を活用した広報や学校へのチラシ配布等の広報活動を行い、出前講座事業の認知度を向上させ、事業の利用拡大及び県民の環境保全(食品ロス削減)に係る意識の醸成を図る。	○動く環境教室 - 各団体の要請に応じて、環境センターの職員が環境学習(出前講座)を開催。 ※10回、394人(7月28日時点実績) ※熊本地震により8月分は中止 ○エコロジスト・リーダー養成講座 - 環境保全のリーダー的人材を育成するための講座を開催。 (9月～10月に2日、実施予定) ※8月1日、10月17日の2日間実施予定だったが、8月1日分は熊本地震により中止 ○エコロジスト・リーダー派遣 - エコロジスト・リーダーで組織する団体「エコ村伝承館」に派遣業務を委託して、自然体験・伝統文化体験等の出前講座を実施。 ※12回実施予定 ※熊本地震により8月実施分は延期または中止	環境センター	
39 (再)	46	計量教室【再掲】	計量記念日(11月1日)関連行事として、計量についての知識や計量法上の特定商品・特定計量器などの計量制度の普及啓発のため、県内各地域で住民向けの「計量教室」を開催する。	【課題】 計量教室参加者の年代・性別に偏りが見られるため、より多様な県民に参加してもらうことが望ましい。 【今後の方針】 多様な年代・性別の県民に参加いただけるよう、開催市町村と連携して開催周知及び参加者募集を行う。	○人吉市、玉名市、高森町(予定)において、商品量目試買調査を中心とした計量教室を11月頃開催予定。	産業技術センター	計量グループ
95	94	地下水と土を育む農業等の推進	熊本県の宝である地下水と土を50年先、100年先の未来に引き継ぐため、「地下水と土を育む農業」に対する県民の理解を促進し、その農産物の積極的な購入を通じて農家を支える県民運動を推進する。	【課題】 くまもとグリーン農業マークが表示された農産物が少なく、消費者認知度を上げるためにはさらなる取組み拡大が必要。 【今後の方針】 地下水と土を育む農業や「くまもとグリーン農業」を知らない消費者に、農産物を手にとってもらえるようなイベントやキャンペーン実施しつつ、継続して子どもたちを対象とした現地勉強会や副読本等を取組むことで認知度向上を図る。	熊本の地下水と土の保全に資する「地下水と土を育む農業」や環境にやさしい「くまもとグリーン農業」に関して ○販売促進店舗キャンペーンにより認知度向上を図る。 ○子どもたちの理解を促進するための新小学4年生に向けた副読本を引き続き作成し、継続して電子配布することで、理解促進を図る。 ○子どもたちを対象とした現地勉強会を開催する。 ○消費者向け各種イベントへの出展を実施する。	農業技術課	みどりの農業推進班
96	95	県内農林水産物等の地産地消推進	県民や生産者、関係事業者及び関係機関と連携し、かつ、協力して、県内農林水産物等に対する理解・消費行動促進に資する取組を実施し、地産地消の推進を図る。	【課題】 若年層など幅広い県民に対する県産品への地産地消理解促進のため、更なる啓発が求められる。 【今後の方針】 引き続きHPやSNS等での広報活動で県食材の魅力について発信することで、地産地消を推進する。	○地産地消に係る情報発信と普及啓発 ・ホームページ(地産地消サイト)への情報掲載 ・地産地消に関する県公式SNSでの情報発信 ○地産地消協力店の指定 ○小学生等を対象にしたイベント等の実施	流通アグリビジネス課	地産地消班

令和8年度(2026年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第5次基本計画関係)

参考 2

NO	旧NO	事業名	事業概要	課題及び今後の方針	令和8年度事業計画及び実施状況 (令和8年7月末時点)	担当課・班名 (内線番号)	
87 (再)	96	くまもとの森林 環境教育推進 事業【再掲】	消費者に森林の働きや木材の良さなどを理解してもらうため、県民へ木のぬくもりや香りに親しむ環境を提供し体感してもらう教育活動である「木育」を推進する。	【課題】 事業計画以上の実績を上げており、事業実施上の課題はない。 しかし、消費者に森林の働きや木材の良さなどを理解してもらうための教育活動であり、継続した取組みが大切と考えている。 【今後の方針】 今後も、熊本県水とみどりの森づくり税を活用した第5期(令和7年度(2025年度)～令和12年度(2029年度))計画に基づき、事業を着実に遂行していく。	○幼稚園、保育園等へ木製遊具の貸出と木育プログラムの実施。(貸出予定件数:40団体以上) ○小学5年生社会科、中学1年生技術家庭科用の木育副読本を県内全ての小中学校へ配布。 ○木育の知識を身につける木育インストラクターを養成する講座を初級・中級・上級合計4回実施。 ○木育インストラクター養成講座(初級)の開催及び木育イベントの主催を行う木育マイスターを養成する講座を実施。 ○地域で木育活動を行う団体へ補助。(補助対象:15団体予定) ○各地域の木材需要拡大協議会において森林教室・木工教室等の活動を実施。	林業振興課	くまもと木材利活用推進班
97	97	防犯講習会 (学校、地域、事業者等向け)	SNS型投資・ロマンス詐欺を含む「電話で『お金』詐欺」や悪質商法等による被害防止のため、学校、地域における各種会合、関係事業者等を対象に、現状や対処法についての講話を実施する。	【課題】 令和7年中のSNS型投資・ロマンス詐欺を含む「電話で『お金』詐欺」の発生件数及び被害額は、ともに前年と比べほぼ倍増しており、極めて憂慮すべき状況。 【今後の方針】 ・ 固定電話の国際電話利用休止申込み、携帯電話の警察庁推奨アプリ登録等による犯罪グループと被害者との接点を遮断する対策の推進 ・ 熊本県警察「電話で『お金』詐欺」対策マスコット「ワルモン」及び「ワルモン対策隊」を活用した広報啓発活動の推進	○各種防犯キャンペーン等あらゆる機会を通じて固定電話の国際電話利用休止申込み、携帯電話の警察庁推奨アプリ登録等による犯罪グループと被害者との接点を遮断する対策を推進中。 ○熊本県警察「電話で『お金』詐欺」対策マスコット「ワルモン」及び「ワルモン対策隊」を活用した広報啓発活動を推進中	警察本部 生活安全 企画課	【生活安全 企画課】 電話で『お 金』詐欺対 策係 【生活環境 課】 企画指導 係
98	98	トラブル対処法 等被害防止講 話	サイバー犯罪被害防止のため、県内の学校、保護者、教育関係者等を対象に、インターネットや携帯電話等に関するトラブルの現状とその対処法についての講話を実施する。	【課題】 サイバー事案は、多岐に及ぶだけでなく、新たな手口が現れるなど無数に留意点が存在することから、注意啓発内容の選定が困難であった。 【今後の方針】 サイバー事案被害防止のため、事案の発生状況や流行の手口を分析し、より効果的かつタイムリーな各種広報啓発活動を継続していく。	○本部各課や各警察署のほか、民間企業、教育機関等と連携して、県民に対しサイバー犯罪被害防止のための各種広報啓発活動を継続的に実施している。 (内容) ・各種学校の生徒や保護者、教育関係者等を対象とするサイバー犯罪被害防止講話を実施している(講話件数9件)	警察本部 サイバー犯 罪対策課	企画係

令和8年度(2026年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第5次基本計画関係)

参考 2

NO	旧NO	事業名	事業概要	課題及び今後の方針	令和8年度事業計画及び実施状況 (令和8年7月末時点)	担当課・班名 (内線番号)	
2 消費者教育の連携と人材育成							
(1)多様な主体との連携促進							
99	99	消費者団体の自主的活動の支援	消費者団体の健全かつ自主的な活動を促進するため、県ホームページ等で主催事業に参加を周知し、消費者への啓発活動等について支援する。	【課題】 消費者教育の推進のため、引き続き、消費者団体との連携のもと講演会等を実施する必要がある。 【今後の方針】 消費者団体の活動を県民に周知する機会である消費者大会を引き続き実施、支援する。	○消費者団体等と共催で、11月に講演会及び消費者発表大会を開催する。	消費生活課	企画推進班
100	100	消費者教育推進地域協議会の開催	消費者教育を推進するため、消費者教育推進地域協議会を開催し、有識者の意見を聴き、施策に反映させる。	【課題】 成年年齢の引き下げに伴い、若年層への消費者教育がより重要になってきている。また、市町村毎に消費者教育出前講座の実施回数にばらつきがある。 【今後の方針】 協議会委員や関係団体と連携しながら、県内の消費者教育の更なる充実を図るための施策を検討する。	○県消費者教育推進計画に掲げる施策・事業の実施状況について協議するため、消費者教育推進地域協議会を開催する(8/21)。	消費生活課	企画推進班
101	101	市町村消費生活推進研修事業	市町村消費者行政担当職員・消費生活相談員に対して、消費者行政・相談窓口対応業務の基本的な知識、及び応用的な事項について研修を行う。	【課題】 県内の小規模な市町村等においては、消費者行政担当職員が1名のみで、さらに他の業務を複数兼務していることも多いと認識しており、県によるサポートが必須と考える。 【今後の方針】 研修等の機会を捉えて顔の見える関係を構築し、相互に相談や意見交換を深め、県内のサービスを平均化させることが重要である。	○市町村の消費者行政担当職員を対象とした研修を5/22にオンラインで実施。消費者行政担当者など44名が参加。 ○消費者行政担当職員及び消費生活相談員を対象とした研修を実施(10月開催予定)。	消費生活課	企画推進班
21 (再)	15	市町村における見守りネットワーク体制構築の支援【再掲】	高齢者等の消費者被害の未然防止・早期救済を図るため、市町村における見守りネットワーク体制の構築を支援する。	【課題】 ○消費者安全法に基づく見守りネットワークを設置している県内市町村数は6市町村であり、県内の見守り体制構築は未だ道半ばであるが、一方で、法定協議会ではないものの、既存の福祉等のネットワークを活かして、実質的な見守り活動を実現している市町村もある。 ○国が掲げた見守り体制の設置推進に関する数値目標等は対象期間が令和6年度で終了し一旦区切りを迎えたため、今後の国の方針を注視し、県内の対応を検討する必要がある。 【今後の方針】 国の見守りネットワークに関する動向を注視し、新たな方針等が示された場合はその情報を速やかに市町村と共有し検討していく。	○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ消費者被害に関する情報提供を行う。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催し、各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行う。	消費生活課	企画推進班

令和8年度(2026年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第5次基本計画関係)

参考 2

NO	旧NO	事業名	事業概要	課題及び今後の方針	令和8年度事業計画及び実施状況 (令和8年7月末時点)	担当課・班名 (内線番号)	
(2)消費者教育の担い手育成							
78 (再)	78	学校における消費者教育の推進【再掲】	教育活動の全体を通じて、幼児、児童及び生徒の発達の段階に応じた消費者教育の実施又は実施のための支援を行う。また、消費者教育の現状について理解を深め、消費者教育の充実を図り、授業に活動できる環境を整えるため、消費者教育に関する情報や実践事例を提供する。	【課題】 【高校教育課】 ○これまで同様、消費者トラブルや相談内容の多様化に伴い、より専門分野の方からの情報やアドバイスが必要であり、取り組みを継続させることが課題である。 【義務教育課】 ○消費者に関する教育については、教科等横断的な教育内容であるため、各教科等の関連を意識して、消費者教育を推進する必要がある。また、各教科等における教育活動の中で、消費生活に係る基礎的な知識を定着させたり、実践につなげたりするために、児童生徒の発達段階に応じた指導方法の工夫改善や研修等の充実を図る必要がある。 【特別支援教育課】 ○学校からは、課金やスマホに依存する事案やSNS内のトラブルについての事案が挙がってきており、対応に追われている現状があった。 【今後の方針】 【高校教育課】 ○消費者トラブルや相談内容の多様化に伴い、専門分野の方からの情報やアドバイス取組を継続しつつ、その取り組みをより多くの学校において実施できるよう実践の紹介等を行う。(家庭科主任会等) 【義務教育課】 ○教科等指導主事等研修会等において、学習指導の充実を図るため、金融経済教育推進機構(J-FLEC)にて作成した学習指導案等をはじめとした各種教材、講師派遣(出前授業)等の活用等についての情報提供を行う。また、学習指導要領に基づき、各教科等における教育活動の中で、消費生活に係る基礎的な知識を定着させ、実践につなげられるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導方法の工夫改善を図ること等について研修等で周知を行う。 【特別支援教育課】 ○トラブルに陥りやすい状況(場面)や、より消費者教育に係る学習プログラム等の情報を提供し、子供たちがトラブルにあった際の対処方法だけでなく、トラブルに遭わないための学習ができるよう、有益な情報を適宜提供する。	【高校教育課】 ○消費者教育の推進や出前講座に関する資料配付等の情報提供を行う。また、金融経済教育推進機構(J-FLEC)にて作成した学習指導案等の活用について周知する。「ALL熊本 金融経済教育プロジェクト」の出前講座の活用について周知し、取組実践についても紹介していく。(家庭科主任会) 【義務教育課】 ○教科等指導主事研修会等において、消費者教育の推進や出前講座に関する資料配付等の情報提供を行う。また、金融経済教育推進機構(J-FLEC)にて作成した学習指導案等の活用について周知する。 【特別支援教育課】 ○特別支援学校全校で実施。教科等での主な指導内容:社会、公民、生活、職業・家庭、技術・家庭、家庭、情報、道徳など(小学部:例) 生活:引き続き、教師と一緒に金銭を使う体験等を行い、金銭の大切さや必要性について学んだり、自分の身近な公共施設に出かけたりインターネットによるサービスを利用したりする体験を重ねるなど社会の仕組みと公共施設の利用の仕方などを指導する。(中学部:例) 職業・家庭:引き続き、生活に必要な物の選び方や買い方、計画的な使い方などの学習を通して金銭の適切な使用と管理について指導する。また、スマホ・ネットでのトラブル事例をもとに、インターネット通販や電子マネー、SNS等なども含め消費生活の基本的な事項を指導する。(高等部:例) 家庭、情報:引き続き、インターネット通販の特徴や注意点、対処方法について指導したり、現金、カード、スマホ決済等の電子マネーの適切な利用を含め、トラブルに遭いやすい状況やその対応について指導する。また、商品購入や受けたいサービスなどの選択に必要な情報の収集と整理、比較と検討、契約について指導する。	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課	【高校教育課】 産業教育指導班 (57466) 【義務教育課】 連携班 (57856) 【特別支援教育課】 特別支援教育指導班 (57502)

令和8年度(2026年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第5次基本計画関係)

参考 2

NO	旧NO	事業名	事業概要	課題及び今後の方針	令和8年度事業計画及び実施状況 (令和8年7月末時点)	担当課・班名 (内線番号)	
102	102	高等学校教員 に対する消費者教育の推進	高等学校教員に対して、消費者教育を推進できるよう支援する。	【課題】 ○昨年同様、消費者トラブルや相談内容の多様化に伴い、より専門分野の方からの情報やアドバイスが必要であり、取り組みを継続させることが課題である。 【今後の方針】 ○これまでの実施内容を継続しつつ、その取り組みをより多くの学校において実施できるよう申請時期の検討や実践の紹介等を行う。	○「ALL熊本 金融経済教育プロジェクト」の出前講座については、学校が次年度の計画を立てる2月にアンケートを各校に送信し、3月に再びリマインドメールにて実施の申請を呼び掛けた。 ○教職員に対して、授業等での金融経済教育の充実のため、金融経済教育推進機構(J-FLEC)からの学習指導案等の情報提供を行う。 ○学びの祭典での取組の紹介や実践をまとめて掲示する。	高校教育課	産業教育指導班 (57466)
103	103	小中学校教員 に対する消費者教育の推進	教員に対して、学習指導の充実を図るため、消費者教育に関する情報を提供する。	【課題】 ○各教科等における教育活動の中で、消費生活に係る基礎的な知識を定着させたり、実践につなげたりするために、児童生徒の発達段階に応じた指導方法の工夫改善や研修等の充実を図る必要がある。 【今後の方針】 ○学習指導要領に基づき、各教科等における教育活動の中で、消費生活に係る基礎的な知識を定着させ、実践につなげられるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導方法の工夫改善を図ること等について研修等で周知を行う。	○教員に対して、学校指導の充実を図るため、消費者教育に関する情報を提供する。 ○教科等指導主事研修会等において、専門機関等と連携した授業についての情報を提供する。	義務教育課	【義務教育課】 連携班 (57856)
104	104	特別支援学校 教員に対する消費者教育の推進	教員に対して、学習指導の充実を図るため、消費者教育に関する情報を提供する。	【課題】 ○在学中のみならず卒業後において、ネット課金やスマホへの依存傾向、SNS等に起因する消費者トラブルに巻き込まれる事案が散見される。 【今後の方針】 ○児童生徒が万が一トラブルに直面した際、自ら適切に対処できる判断力を身につけられるよう、消費者教育に資する学習プログラムや教材等の有益な情報を、学校現場へ継続かつタイムリーに提供する。	○子供たちが消費者トラブルに遭遇した際の具体的な対処方法や相談窓口の活用について学べるよう、有益な学習プログラム等の情報を適宜提供する。特に、卒業後の自立を見据え、外部の専門的な知見も取り入れた実践的な資質・能力を養うための情報提供に努める。	特別支援教育課	特別支援教育指導班 (57543)
105	107	研修事業(経験者研修)	学習指導要領の内容を具現化するため、消費者教育の現状とその必要性について理解を深め、社会科、家庭科の教科研修を中心に授業指導力を育成する研修を行う。 また、消費生活センターと連携し、本県の消費者問題を踏まえた教育実践について演習を交えた研修を行う。	【課題】 ○消費者教育を行うにあたり、学習指導要領の内容について、系統性を意識した指導の充実が求められるが、十分な理解まで至っていない状況にある。また、専門的知識が不足している点も課題である。 【今後の方針】 ○該当する研修において、学習指導要領の内容の系統性について理解を深めるための研修を実施する。また、関係官庁等が発行しているサイトや教材の提供を行い、本県の消費者問題を踏まえた教育実践について演習を交えた研修を行う。	○県立学校初任者研修においては、小中学校の内容の系統性を理解し、家庭科における消費者教育の推進の在り方、SDGsを踏まえた消費者市民社会の実現について扱う。 ○小中学校の家庭科に関する研修においては、高等学校の内容の系統性を示し、全ての年次研修の中で、学習指導要領を踏まえながら、消費者の権利と責任を考えさせたり、SDGsとの関連を意識して指導を行うことにつながる研修を行う。 ※7/30県立・初任者研修(第7回)、8/6中・初任者研修(第6回)、8/7小・初任者研修(第6回)が地震の影響のため中止。ただ、これ以外の研修で事業は実施できているため、実施状況には変更はない。	教育センター	第二教科研修室 (外線: 0968-44-6611)

令和8年度(2026年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第5次基本計画関係)

参考 2

NO	旧NO	事業名	事業概要	課題及び今後の方針	令和8年度事業計画及び実施状況 (令和8年7月末時点)	担当課・班名 (内線番号)	
106	108	私立高等学校等経常費助成費補助事業	消費者教育を行っている私立高等学校に対し、経常費助成額を加算する。	【課題】 消費者教育を行っている私立高等学校は、令和6年度に比べ1校増えたが、21校のうち12校に留まった。 【今後の方針】 引き続き加算対象に設定し、更なる消費者教育の促進を図る。	○消費者教育を行っている私立高等学校に対し、経常費助成額を加算する。(令和9年3月予定)	私学振興課	私学運営支援班
107	109	「親の学び」推進事業	くまもと家庭教育支援条例に基づき、すべての保護者に対し、家庭教育の重要性を周知・啓発するとともに、親としての学びを深める「親の学び」講座の普及に取り組む。また、講座を推進する人材養成研修において消費者教育に係る情報提供を行う。	【課題】 ○「親の学び」講座は、講座申請団体のニーズに合わせて使用するプログラムを選定するため、必ず消費者教育に関する内容が入るとは限らない。 【今後の方針】 ○申請団体のニーズを優先として講座プログラムを選定するが、スマホについて扱った時など、最新の消費者問題(課金問題・振込詐欺等)に触れる。	○「親の学び」講座を実施する進行役及びその進行役に指導助言を行うトレーナーを育成するため、県内全域で市町村と連携して組織的・計画的に人材養成研修を開催。 ○くまもと「親の学び」プログラムトレーナー研修会 第1回:県内2会場 第2回:県内1会場(10/30予定) ○くまもと「親の学び」プログラム進行役養成講座 県内10地域で市町村と連携して実情に合わせて開催 ○家庭教育支援関係者フォーラム (県庁地下大会議室 R9 1/16予定)	社会教育課	家庭教育支援班 (57945)
108	110	民生委員・児童委員一般研修会	複雑・多様化した住民の福祉ニーズに適切に対応するため、民生委員・児童委員に対し実践活動の強化に資する研修を行う。(研修テーマの一部に消費生活分野を設定)	【課題】 社会情勢や地域の課題を考慮して研修テーマが選択されるため、消費者施策に関するテーマが選択されるとは限らない。 【今後の方針】 民生委員・児童委員は消費生活に関する相談に対応する場合もあり、今後も周知していくべき内容であるため、引き続き、消費生活分野のテーマを設ける。また、社会情勢や地域の課題に合わせた内容となるようなテーマ設定を行う。	○当課が提示した研修テーマを参考に、各広域本部(一部地域振興局)が企画し全ての民生委員・児童委員を対象に研修を実施。(各広域本部が消費生活分野を選定するか現段階では未定)	健康福祉政策課地域支え合い支援室	地域福祉班
3 地域における高齢者・障がい者等の見守り活動を担う人材育成の支援							
21 (再)	15	市町村における見守りネットワーク体制構築の支援【再掲】	高齢者等の消費者被害の未然防止・早期救済を図るため、市町村における見守りネットワーク体制の構築を支援する。	【課題】 ○広域連携相談では、限られた人員でより広い地域の相談業務をカバーできるというメリットがあるが、一方で、連携の形式によっては、相談者が遠方に出向かなければならなくなるデメリット等もあり、地域の実情に応じた工夫が必要となる 【今後の方針】 国の見守りネットワークに関する動向を注視し、新たな方針等が示された場合はその情報を速やかに市町村と共有し検討していく。	○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ消費者被害に関する情報提供を行う。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催し、各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行う。	消費生活課	企画推進班

令和8年度(2026年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第5次基本計画関係)

参考 2

NO	旧NO	事業名	事業概要	課題及び今後の方針	令和8年度事業計画及び実施状況 (令和8年7月末時点)	担当課・班名 (内線番号)	
4 持続可能な社会の実現に向けた取組の推進							
(1)食品ロス削減に係る取組の推進							
109	68	「県食品ロス削減推進計画」に関する推進体制の整備	令和8年3月に改定した県第2計画に基づき、消費者等の行動変容につながる4つの行動を食品ロス削減アクション「四つ葉のクローバー運動」として重点的に推進する。	【課題】 令和7年度県民アンケートの結果では食品ロス削減に取り組んでいない消費者の割合が4.2%で目標の10%以下に届いた。県第2次計画では、前年度比増加で目標を再設定。「意識浸透」、「行動の実践」、「県民総参加の取組」が必要。 【今後の方針】 引き続きSNS等を活用した広報活動により消費者向けの普及啓発を行いながら、更なる食品ロス削減に係る県民の意識の醸成を図る。	○モニターを募集する「食ロスチェック」(8～9月)を実施予定としていたが、令和8年熊本地震の影響により中止。モニター応募者へ食ロスチェックダイアリー様式と昨年度の「食ロスチェック」事業実施結果を送付。 ○事業所を対象とした「フードドライブ」(9月又は10月)を実施予定としていたが、令和8年熊本地震の影響により延期。 ○食品ロス削減月間(10月)を中心にテレビ、SNS等による「てまえどり」、「食べきり運動」の周知啓発を実施予定。	消費生活課	企画推進班
110	69	ごみゼロ県民運動推進事業	食品廃棄物の減量化に向け、「くまもと食べきり運動」など、県民・事業者・行政が連携した取組を展開する。	【課題】 取組み開始当初は年間の登録店舗数が100店舗を超える年度もあったが、近年は2桁台で推移しており、登録数が伸び悩んでいる。 【今後の方針】 県・熊本市・㈱肥後銀行において連携協定を締結した地域ロス解消プラットフォーム「かせする」登録店舗へ協力を促し、登録店舗を増加させる。	○くまもと食べきり運動の1つとして「九州食べきり協力店」の周知及び登録店舗の拡大を行う。 ○㈱肥後銀行において、5/15～9/30の期間中、「九州食べきり協力店」または熊本市の「食品ロスゼロ協力店」の登録事業者を対象に、『かせする』の販売手数料を割引するキャンペーンを実施。	循環社会推進課	企画調整班
(2)エシカル消費の普及啓発に係る取組の推進							
111	70	エシカル消費に関する普及・啓発の推進	「エシカル消費」の周知に向け、消費者教育コーディネーターが作成した教材の活用、学校訪問等でエシカル消費講座の案内を行うなどにより、その普及啓発を推進する。	【課題】 消費者庁の2025年度の調査では、「エシカル消費」という言葉を知っていたのは27.1%とまだまだ低いのが現状。10代の割合は34.6%と年代別で見ると最も高いが、50%には届いていない。 【今後の方針】 引き続き「エシカル消費」の周知に向け、消費者教育コーディネーターが作成した教材の活用及び学校訪問においてエシカル消費出前講座の案内を行う。	○消費者教育コーディネーターが作成した教材やパンフレット等を活用し、普及啓発を行う。	消費生活課	企画推進班
(3)環境の保全、その他の持続可能な社会の形成に資する取組の推進							
112	71	食品ロス削減に係る出前講座	食品ロス削減に係る基本的な事項について記載した消費者教材を作成し、県内高等学校等を対象に、消費者教育コーディネーターによる出前講座を実施する。	【課題】 食品ロス削減の講座申込件数が伸び悩んでいる。 【今後の方針】 四つ葉のクローバー運動にある「てまえどり」は、高校生等にとっても実践しやすい取組であることから、引き続き消費者教育コーディネーターによる学校訪問で案内を行うとともに食品ロス削減月間においても、周知を行う。	○消費者教育コーディネーターが作成した教材やチラシ等により、希望する高等学校等を対象に出前講座を行う。	消費生活課	企画推進班

令和8年度(2026年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第5次基本計画関係)

参考 2

NO	旧NO	事業名	事業概要	課題及び今後の方針	令和8年度事業計画及び実施状況 (令和8年7月末時点)	担当課・班名 (内線番号)	
113		カスタマーハラスメントの周知・啓発	カスタマーハラスメント防止のため、県ホームページ等で県民に周知・啓発を実施する。	【課題】 カスタマーハラスメント防止についての認知度向上や県民の意識の醸成を図る必要がある。 【今後の方針】 引き続き、県民に対してカスタマーハラスメントや「消費者が意見を伝える」際のポイントについて、県ホームページ等の各種媒体を活用して周知・啓発していく。	○ポスターの掲示や県ホームページの活用等通して周知・啓発に努める。	消費生活課	企画推進班
90 (再)	28	健康食生活・食育推進における普及啓発【再掲】	「熊本県健康食生活・食育推進計画」に基づき、6月の「食育月間」や各種イベント等で、関係者と協働して、食育の推進にかかる県民の意識啓発のための取組みを実施する。	【課題】 食育の考え方や内容を知り、日常生活の中に活かしている県民の割合は、39.5%であり、関係機関等による様々な取組が活発になる等、食育の動きは広まりつつあるものの県民への浸透は十分とは言えない。県民一人ひとりへ広く食育の考え方や内容を浸透させることが必要。 【今後の方針】 第4次熊本県健康食生活・食育推進計画に基づき、市町村をはじめとした関係機関・団体と連携し、「熊本県民食生活指針」を活用し、食品ロス削減を意識し、食品を無駄なく使いきる等、食育の普及啓発を行う。併せて「野菜摂取増加」や「減塩」を広めるため民間企業・団体と連携し、県民(特に働き盛り期)が自然と健康になれる食環境の整備を強化する。	○県庁地下展示ケースや熊本市役所、九州農政局での食育関係展示(6月) ○熊本市、九州農政局合同で食育月間該当キャンペーンを開催(6/1) ○県下一斉で食育月間イベントを開催(6月) ○各保健所、市町村において食育に関する啓発を実施(通年) ○県農業フェアへの出展(11月)	健康づくり推進課	健康長寿・食育班
86 (再)	82	食育・米消費拡大対策【再掲】	米の消費拡大を図るため、日本型食生活や朝ごはん摂取の啓発活動及び地産地消、食育、農業への理解活動を推進する。	【課題】 米の一人当たり年間消費量は、食生活の変化等もあり減少傾向が続く、この数年もほぼ横ばいとなっている。 (昭和37年度:118.3kg→令和6年度:53.4kg) 【今後の方針】 引き続き幅広い層に対して米食の啓発活動を行うとともに、地産地消、食育を推進し、県産米の消費拡大を図る。	○学習教材「くまもとのお米の本」(デジタル版)を作成し、地産地消の理解促進を図る。(小学校・関係団体等に6月までに周知・広報) ○小中学校(学校栄養職員、児童、保護者等)関係者を対象とした食育講習会等を実施。 ○「ごはん・お米とわたし」図画コンクールの後援(熊本県知事賞の授与) ○農業団体におけるバス車体広報等による米食の普及推進を支援。 ○農業団体における小学校や地域での農業体験学習等の開催による食育活動を支援。	農産園芸課	農産振興班
82 (再)	87	水銀フリー推進事業【再掲】	水銀フリー社会の実現に向けて国内外に対し、先導的に情報発信を行っていく。	【課題】 令和8年度の水俣病公式確認70年や、令和9年度末での蛍光灯の製造・輸出入禁止等を踏まえ、水銀フリー社会実現の重要性を効果的に発信していく必要がある。 【今後の方針】 メディアやSNS等を活用して改めて国内外に向けた啓発を行うとともに、県立大学で受け入れている水銀留学生を県内高校に派遣する出前講座を新たに実施する等、次代を担う人材の育成と水銀フリーに関する取組への一層の理解促進を図る。	○啓発動画を活用した情報発信や公共施設等における情報発信を実施予定。 ○啓発パンフレットを県内高校や関連施設、講座実施の際に配布予定。 ○県内の中学生、高校生等の水銀フリーに関する取組への理解促進を図り、水銀フリーに向けて実践できる人材の育成を図ることを目的とした「水銀フリーに係る出前講座」を実施。 ○県立大学で受け入れている水銀留学生を県内高校等に派遣する出前講座を新たに実施予定。	環境政策課	政策班 (35043)

令和8年度(2026年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第5次基本計画関係)

参考 2

NO	旧NO	事業名	事業概要	課題及び今後の方針	令和8年度事業計画及び実施状況 (令和8年7月末時点)	担当課・班名 (内線番号)	
92 (再)	88	地球温暖化防止活動推進事業【再掲】	「2050年県内CO2排出実質ゼロ」を実現するため、県の地球温暖化防止活動推進センターを通して、地球温暖化防止活動推進員や地域協議会への支援を行い、県民、事業者の意識改革や省エネ行動等を促進する。	【課題】 脱炭素の認知度は増加している一方、県民や事業者の行動変容までは至っていない。地球温暖化防止活動推進員による普及啓発活動を支援してことがより一層必要。 【今後の方針】 事業者・市民・推進員をターゲットとした研修等を実施し、地域における脱炭素推進の機運を高める。 また、推進員同士の連携を強化することで推進員の地域での活動の広がりを支援し、県民や事業者への地球温暖化対策の普及啓発により一層取り組む。	○県の地球温暖化防止活動推進センターを通じて、地球温暖化対策地域協議会・地球温暖化防止活動推進員の活動支援や、県民及び事業者への普及啓発(相談窓口の設置、講演会、研修会等の開催)を実施予定。	環境立県推進課	ゼロカーボン企画班
83 (再)	89	県民ゼロカーボン行動促進事業【再掲】	脱炭素社会の実現に向け、県民・事業者等の行動変容を促し、「2050年県内CO2排出実質ゼロ」に向けた取組みを加速化させる。	【課題】 脱炭素の認知度は増加している一方、行動変容の促進には至っていない。脱炭素を自分事化し、実勢に移すためには、継続した啓発が必要。 【今後の方針】 脱炭素を自分事化し、実践に移す意識の浸透を図るため、SNS等を活用し、更なる普及啓発に取り組む。	○第七次環境基本計画の内容を反映させるとともに、気候変動や脱炭素に関する最新の情報を発信し、具体的な行動を促進するため、ゼロカーボン行動ブックを更新予定。 ○普及啓発に向けたイベントを実施予定。 ○熊本県住宅リフォーム協議会等と連携し、リフォーム検討者への断熱リフォームの働きかけを依頼。 ○R7年度に作成した中学生向け脱炭素教材の周知を実施予定。	環境立県推進課	環境計画推進班
91 (再)	90	環境学習事業【再掲】	環境への負荷を少なくするライフスタイルを学び、考え、日常生活で実践することを目的に、子どもたちが楽しく学べるイベント等を開催する。	【課題】 ・国内における食品ロス発生量は年々減少傾向にはあるが、そのうち、家庭からの発生量はその半分以上を占める。 【今後の方針】 ・イベント等を通して環境教育(エンカル消費、地産地消など)を行い、環境の保全に配慮した消費生活に係る意識の醸成を図る。	○「エコ・クッキング体験教室の開催 ・地産地消を中心に食材を無駄にしない調理方法などについて学習する体験教室を実施予定。 【予定】 期日:令和8年8月9日 場所:熊本市植木公民館 参加人数:24人程度 熊本地震により中止	環境センター	
94 (再)	91	出前講座事業【再掲】	環境センターの環境指導員やエコロジスト・リーダー及び環境教育指導者(各分野の専門家や大学教授)を派遣し、環境学習(出前講座)を行う。	【課題】 ・各講座への参加団体数、参加者数の拡充。 【今後の方針】 ・引き続きSNS等を活用した広報や学校へのチラシ配布等の広報活動を行い、出前講座事業の認知度を向上させ、事業の利用拡大及び県民の環境保全(食品ロス削減)に係る意識の醸成を図る。	○動く環境教室 ・各団体の要請に応じて、環境センターの職員が環境学習(出前講座)を開催。 ※10回、394人(7月28日時点実績) ※熊本地震により8月分は中止 ○エコロジスト・リーダー養成講座 ・環境保全のリーダー的人材を育成するための講座を開催。 (9月～10月に2日、実施予定) ※8月1日、10月17日の2日間実施予定だったが、8月1日分は熊本地震により中止 ○エコロジスト・リーダー派遣 ・エコロジスト・リーダーで組織する団体「エコ村伝承館」に派遣業務を委託して、自然体験・伝統文化体験等の出前講座を実施。 ※12回実施予定 ※熊本地震により8月実施分は延期または中止	環境センター	

令和8年度(2026年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第5次基本計画関係)

参考 2

NO	旧NO	事業名	事業概要	課題及び今後の方針	令和8年度事業計画及び実施状況 (令和8年7月末時点)	担当課・班名 (内線番号)	
95 (再)	94	地下水と土を 育む農業等の 推進【再掲】	熊本の宝である地下水と土を50年先、100年先の未来に引き継ぐため、「地下水と土を育む農業」に対する県民の理解を促進し、その農産物の積極的な購入を通じて農家を支える県民運動を推進する。	【課題】 くまもとグリーン農業マークが表示された農産物が少なく、消費者認知度を上げるためにはさらなる取組み拡大が必要。 【今後の方針】 地下水と土を育む農業や「くまもとグリーン農業」を知らない消費者に、農産物を手にとってもらえるようなイベントやキャンペーン実施しつつ、継続して子どもたちを対象とした現地勉強会や副読本等を取組むことで認知度向上を図る。	熊本の地下水と土の保全に資する「地下水と土を育む農業」や環境にやさしい「くまもとグリーン農業」に関して ○販売促進店舗キャンペーンにより認知度向上を図る。 ○子どもたちの理解を促進するための新小学4年生に向けた副読本を引き続き作成し、継続して電子配布することで、理解促進を図る。 ○子どもたちを対象とした現地勉強会を開催する。 ○消費者向け各種イベントへの出展を実施する。	農業技術課	みどりの農業推進班
96 (再)	95	県内農林水産物等の地産地消推進【再掲】	県民や生産者、関係事業者及び関係機関と連携し、かつ、協力して、県内農林水産物等に対する理解・消費行動促進に資する取組を実施し、地産地消の推進を図る。	【課題】 若年層など幅広い県民に対する県産品への地産地消理解促進のため、更なる啓発が求められる。 【今後の方針】 引き続きHPやSNS等での広報活動で県食材の魅力について発信することで、地産地消を推進する。	○地産地消に係る情報発信と普及啓発 ・ホームページ(地産地消サイト)への情報掲載 ・地産地消に関する県公式SNSでの情報発信 ○地産地消協力店の指定 ○小学生等を対象にしたイベント等の実施	流通アグリビジネス課	地産地消班
87 (再)	96	くまもとの森林環境教育推進事業【再掲】	消費者に森林の働きや木材の良さなどを理解してもらうため、県民へ木のぬくもりや香りに親しむ環境を提供し体感してもらう教育活動である「木育」を推進する。	【課題】 事業計画以上の実績を上げており、事業実施上の課題はない。 しかし、消費者に森林の働きや木材の良さなどを理解してもらうための教育活動であり、継続した取組みが大切と考えている。 【今後の方針】 今後も、熊本県水とみどりの森づくり税を活用した第5期(令和7年度(2025年度)～令和12年度(2029年度))計画に基づき、事業を着実に遂行していく。	○幼稚園、保育園等へ木製遊具の貸出と木育プログラムの実施。(貸出予定件数:40団体以上) ○小学5年生社会科、中学1年生技術家庭科用の木育副読本を県内全ての小中学校へ配布。 ○木育の知識を身につける木育インストラクターを養成する講座を初級・中級・上級合計4回実施。 ○木育インストラクター養成講座(初級)の開催及び木育イベントの主催を行う木育マイスターを養成する講座を実施。 ○地域で木育活動を行う団体へ補助。(補助対象:15団体予定) ○各地域の木材需要拡大協議会において森林教室・木工教室等の活動を実施。	林業振興課	くまもと木材利活用推進班
■基本的方向性4 消費者行政を推進するための連携体制の強化 1 各分野における施策間の連携強化							
114	111	熊本県消費者行政推進本部等の開催	消費者行政の推進に係る施策に取り組んでいる関係部局が連携し、県消費者基本計画に基づく施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、熊本県消費者行政推進本部(同本部幹事会)を開催、又は情報共有する。	【課題】 第5次消費者基本計画推進に当たり、各課の取組状況を把握する必要がある。 【今後の方針】 消費者行政に係る関係部局である幹事会委員と、情報共有、意見聴取を行いながら第5次消費者基本計画の推進を図る。	○必要に応じて、第5次消費者基本計画に掲げる各施策・事業の推進状況についての協議・調整を行う。	消費生活課	企画推進班
115	112	消費生活審議会の開催	消費者の意見を反映し、消費者の利益の擁護を図り、消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を審議するため、消費生活審議会を開催する。	【課題】 新たに策定した第5次消費者基本計画策定の推進に向けて、消費者を取り巻く環境変化や国・県の取組状況等を踏まえ、審議いただく必要がある。 【今後の方針】 審議会委員や関係団体と連携しながら、県民の消費生活の安定及び向上を確保するための施策を検討する。	○第5次消費者基本計画に掲げる施策・事業の実施状況について協議するため、消費生活審議会を開催(8/21)。	消費生活課	企画推進班

令和8年度(2026年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第5次基本計画関係)

参考 2

NO	旧NO	事業名	事業概要	課題及び今後の方針	令和8年度事業計画及び実施状況 (令和8年7月末時点)	担当課・班名 (内線番号)	
110 (再)	100	消費者教育推進地域協議会の開催【再掲】	消費者教育を推進するため、消費者教育推進地域協議会を開催し、有識者の意見を聴き、施策に反映させる。	【課題】 成年年齢の引き下げに伴い、若年層への消費者教育がより重要になってきている。また、市町村毎に消費者教育出前講座の実施回数にばらつきがある。 【今後の方針】 協議会委員や関係団体と連携しながら、県内の消費者教育の更なる充実を図るための施策を検討する。	○県消費者教育推進計画に掲げる施策・事業の実施状況について協議するため、消費者教育推進地域協議会を開催(8/21)。	消費生活課	企画推進班
2 関係機関との連携強化							
116		県消費生活センターに寄せられた消費生活相談の関係機関への情報提供件数	消費者被害の未然防止、拡大防止のため、事業者・事業者団体に対して改善要求等を行うとともに、国、警察等の関係行政機関に対して、指導・法改正・制度改正の要望及び啓発等に係る情報提供又は情報共有を行う。	【課題】 複雑・多様化する消費者問題への対応と関係行政機関との連携強化。 【今後の方針】 事業者・事業者団体に対して迅速、的確な指導を行い、国、警察等の関係行政機関に対して法改正・制度改正の要望及び啓発等に係る情報提供等を行う。	○不当な取引行為を行う事業者に対する調査等を行い、必要に応じて適切な行政処分及び行政指導を行う。 ○悪質事業者の情報を国、警察等の関係行政機関に提供する。	消費生活課	企画推進班
13 (再)	3	市町村に対する消費者被害情報提供【再掲】	市町村における消費者啓発・情報提供を支援するため、県民に必要な重大事故情報等、タイムリーな消費者被害情報を市町村に提供する。	【課題】 デジタル化の進展、悪質巧妙化する消費者被害の発生等、消費者問題は、複雑・多様化している。 【今後の方針】 県民に必要な重大事故情報や消費者被害情報をタイムリーに市町村に提供する。	○県民に必要な重大事故情報や消費者被害情報をタイムリーに市町村に提供する。(消費者トラブル注意報、国からの情報メール、景表法等の法執行措置情報等は随時提供) ○消費者被害情報に関する市町村広報誌向け原稿提供する。(毎月)	消費生活課	消費者支援班
98 (再)	98	トラブル対処法等被害防止講話【再掲】	サイバー犯罪被害防止のため、県内の学校、保護者、教育関係者等を対象に、インターネットや携帯電話等に関するトラブルの現状とその対処法についての講話を実施する。	【課題】 サイバー事案は、多岐に及ぶだけでなく、新たな手口が現れるなど無数に留意点が存在することから、注意啓発内容の選定が困難であった。 【今後の方針】 サイバー事案被害防止のため、事案の発生状況や流行の手口を分析し、より効果的かつタイムリーな各種広報啓発活動を継続していく。	○本部各課や各警察署のほか、民間企業、教育機関等と連携して、県民に対しサイバー犯罪被害防止のための各種広報啓発活動を継続的に実施している。 (内容) ・各種学校の生徒や保護者、教育関係者等を対象とするサイバー犯罪被害防止講話を実施している(講話件数9件)	警察本部サイバー犯罪対策課	企画係